

第 5 期 池 田 市 障 害 者 計 画
第 5 期 池 田 市 障 害 福 祉 計 画
第 1 期 池 田 市 障 害 児 福 祉 計 画

平成 3 0 年 3 月

池 田 市

はじめに

本市では、障がいの有無にかかわらずすべての市民と事業者が、ともに地域福祉の主体であることを自覚し、力を合わせてお互いに支え合い、住み慣れた地域で誰もが自分らしく安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、平成28年7月に「池田市支え合いを大切に作る福祉のまち基本条例」を制定し、障がい者に係る様々な課題、ニーズに対応できるよう努めてまいりました。

国におきましては、平成28年4月に、障害者基本法の「差別の禁止」を具体化するものとして「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正において、障がい者の「生活」と「就労」の一層の充実と、障害児支援のニーズに対応を図る障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

このたび、この法律の理念及び趣旨に基づき、障がい者施策を計画的、総合的に推進するため、「第5期池田市障害者計画」、平成32年度までにおける成果目標及び障がい福祉サービス見込量を定めた「第5期池田市障害福祉計画」、新たに義務付けられた「第1期障害児福祉計画」を同時に策定いたしました。

今後もこれまでに増して多くの方々のご協力ご支援をいただきながら、全力でこの計画を実現するとともに、基本的人権が尊重され、人々が支え合い、共に生きる「福祉のまち池田」の実現をめざし取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会」各委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。



平成30年3月

池田市長 倉田 董

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年(2017年)6月9日成立、平成29年(2017年)6月16日公布）、及び平成29年(2017年)12月8日に閣議決定された政令に基づき、2019年5月1日に新たな元号へ改元が予定されています。

本計画では、平成32年(2020年)以降も現在の元号である「平成」を用いて記載していますが、適宜、次のように読み替えをお願いいたします。

平成31年（2019年）：4月30日までは平成31年

平成31年（2019年）：5月1日以降は新たな元号の元年

平成32年（2020年）：新たな元号の2年

平成35年（2023年）：新たな元号の5年

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 計画策定の目的	1
(2) 国や社会の動向	2
2 計画の位置づけと期間	5
(1) 計画の位置づけ	5
(2) 計画の期間	7
(3) 計画の対象	8
3 計画の策定方法	9
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	10
1 池田市における現況	10
(1) 人口の推移	10
(2) 障がいのある人の状況	11
(3) 障がい福祉サービス等の実施状況	15
2 市民の意識	19
3 今後の施策推進に向けた課題	20
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本目標	24
3 施策の体系	25
第4章 推進施策（障害者計画）	26
1 互いに尊重し合い、支え合うまち	26
(1) 啓発・交流	26
(2) 地域福祉	28
(3) 権利擁護	30
2 安心して暮らせるまち	32
(1) 情報提供・相談支援	32
(2) 保健・医療	34
(3) 福祉サービス	37
(4) 生活環境	40
(5) 緊急時の支援	41
3 自分らしく輝き、活動できるまち	43
(1) 発達支援・教育	43
(2) 雇用・就労	46
(3) 社会参加	48

第5章 障がい福祉サービス等の内容と見込み・・・ 50

- 1 第5期障害福祉計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - (1) 成果目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - (2) 障がい福祉サービスの見込量・・・・・・・・ 53
 - (3) 地域生活支援事業の見込量・・・・・・・・ 65
 - (4) サービス提供にあたっての考え方・・・・ 72
- 2 第1期障害児福祉計画・・・・・・・・・・・・・・ 74
 - (1) 成果目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
 - (2) 障がい児福祉サービスの見込量・・・・・・ 76
 - (3) 障がい児の受け入れに関する定量的な目標の設定・・・ 79
 - (4) サービス提供にあたっての考え方・・・・ 81

第6章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・ 82

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
- 2 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

- 1 策定体制と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
 - (1) 策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
 - (2) 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・ 88
- 2 計画策定に向けて実施した調査の主な結果・・・・ 89
 - (1) 池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に向けたアンケート調査・・・・ 89
 - (2) 池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係るワーキング・・・・ 102
- 3 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の目的

本市では、平成8年(1996年)に第1次となる「池田市障害者計画」、平成15年(2003年)7月に「第2期池田市障害者計画」、平成19年(2007年)3月に「第3期池田市障害者計画」、平成24年(2012年)3月に「池田市障害者計画(第4期)」(以下、「第4期障害者計画」とします。)を策定し、障がいのある人に関する施策を総合的に推進してきました。

また、平成19年(2007年)3月に「池田市障害福祉計画」を策定して以降、4期にわたり計画の改定を行い、地域での暮らしを支援することを中心に、サービス基盤の整備等について、施策の推進を図ってきました。

「第4期障害者計画」や「第4期池田市障害福祉計画」(平成27年(2015年)3月、以下、「第4期障害福祉計画」とします。)の策定後、国においては、障がいのある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。また、国における障がい者施策の基本的あり方を示す「障害者基本計画」(第3次)が平成25年(2013年)9月に策定され、平成26年(2014年)2月には「障害者の権利に関する条約」がわが国においても発効しました。

「第4期障害者計画」と「第4期障害福祉計画」は、平成29年度(2017年度)で計画期間が終了するため、障害者基本法並びに障害者総合支援法の規定により次期計画を策定する必要があります。また、児童福祉法の規定により新たに市町村に対して障害児福祉計画の策定が義務づけられたことを受けて、「第1期障害児福祉計画」を「第5期障害福祉計画」と一体的に策定します。

すべての人々の人権が尊重され、だれもが地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「第5期池田市障害者計画」、「第5期池田市障害福祉計画」、「第1期池田市障害児福祉計画」の策定を通じて、障がい者施策の基本的方向性、具体的施策、成果目標並びに障がい福祉サービス見込量(活動指標)を定め、障がいのある人の地域移行と地域での安心な生活を保障するための障がい福祉サービス等の充実を計画的に進めるために策定します。

(2) 国や社会の動向

国においては、障がいのある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が成立しています。また、社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障がいのある人本人や、家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化、また障がいの重度化・重複化などへの対応が迫られています。

《福祉サービス提供体制の見直し・充実》

障がいのある人を対象としたサービスに関しては、平成24年(2012年)の児童福祉法等の改正により、障がい児通所支援と障がい児入所支援が創設されるとともに、地域の療育支援の中核施設として、児童発達支援センターが位置づけられました。

また、平成25年(2013年)に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」とします。)に改正され、サービスを受けることができる障がい者の範囲に難病患者が加えられたほか、共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化、重度訪問介護の対象拡大などの実施が定められました。

平成28年(2016年)5月に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正案が国会において可決・成立し、平成30年(2018年)4月に施行されます。これに伴い、障がいのある人の地域における生活の維持・継続に向けた基幹相談支援センターの有効活用や地域生活支援拠点等の整備、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、就労定着に向けた支援、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みなどを今後進めていくこととなります。

《障がいのある人の就労支援の充実》

障がい者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、平成25年(2013年)4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「障害者優先調達推進法」とします。)が施行され、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的機関に

より、障がい者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを調達する取り組みが進められています。

また、平成25年(2013年)に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」とします。)が改正され、平成28年(2016年)から雇用の分野における障がい者差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成30年(2018年)から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。今後とも障がいのある人の一般就労、福祉的就労の機会の拡充に向けた取り組みを関係機関とともに進めていくこととなります。

《障がいのある人に対する虐待防止と差別の解消》

平成24年(2012年)に「障害者虐待防止法」が施行され、市町村に「障害者虐待防止センター」を設置し、事実の確認や虐待の認定、一時保護、支援方針の策定などを行うことが定められました。また、養護者や障がい者福祉施設等(学校や保育所、医療機関は含まれません)の従事者などによる虐待に対する支援や対応策などの具体的な体系が定められました。

平成25年(2013年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」とします。)が公布され、平成28年(2016年)に施行されました。法律では、行政機関や民間事業者等における障がいを理由とする差別的取り扱いによる権利侵害行為を禁止するほか、障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮がされなければならない(行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務)と規定されています。

国の動きと池田市における計画策定経過

年月	動き	計画	
		国	市
平成18年	4	障害者自立支援法の施行	第2期
	12	国連で、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を採択	
平成19年	4	<u>第3期池田市障害者計画（H19.4～H24.3）</u> <u>池田市障害福祉計画（H19.4～H21.3）</u>	第1期障害福祉計画
	9	障害者権利条約に署名	
平成20年	5	国連において障害者権利条約が発効	第3期障害者計画
	12	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が成立（障害者雇用率制度における短時間労働への対応により、障がい者雇用を促進）	
平成21年	4	<u>第2期池田市障害福祉計画（H21.4～H24.3）</u>	第2期障害福祉計画
	12	障害者制度改革推進会議（H21.12～H24.7）	
平成22年	1	障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護団と厚生労働省が基本合意文書を取り交わし	
平成23年	6	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が成立	第3期障害福祉計画
	8	障害者基本法の改正	
平成24年	4	<u>第4期池田市障害者計画（H24.4～H30.3）</u> <u>第3期池田市障害福祉計画（H24.4～H27.3）</u>	第3期障害福祉計画
	6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）を制定	
	10	障害者虐待防止法の施行	
平成25年	4	障害者総合支援法の施行 障害者優先調達推進法の施行	第4期障害者計画
	6	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が成立	
	9	障害者基本計画（第3次計画）（H25～H29年度）	
平成26年	1	障害者権利条約の批准	第4期障害福祉計画
	2	障害者権利条約の締結、日本において発効	
平成27年	4	<u>第4期池田市障害福祉計画（H27.4～H30.3）</u>	
平成28年	4	障害者差別解消法の施行	第4期障害福祉計画
	5	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行	
	7	池田市支え合いを大切にす福祉のまち基本条例の施行	
	8	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	
平成29年		障がい者福祉施策の見直し	

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

①法的な位置づけ

「第5期池田市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、池田市における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

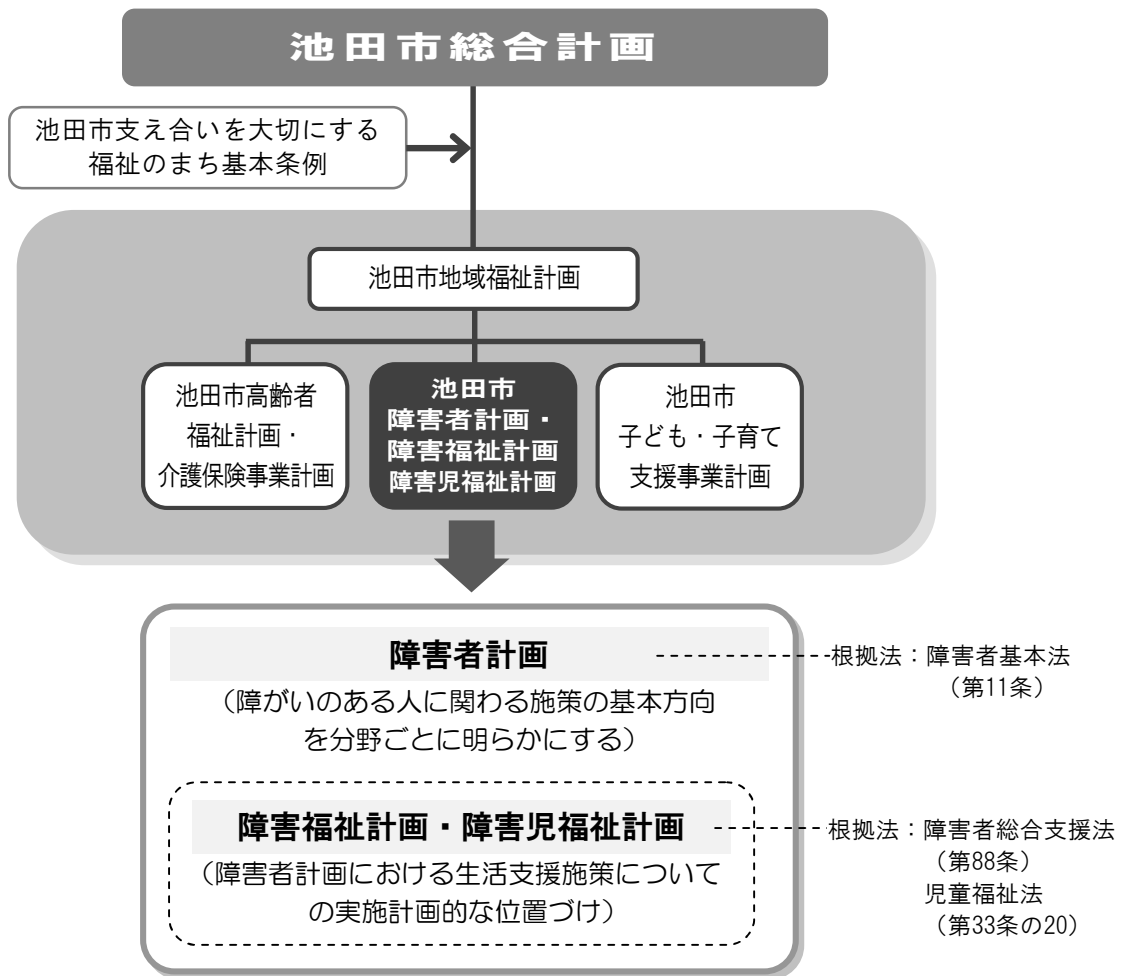
「第5期池田市障害福祉計画」は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、池田市における障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「障害者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

「第1期池田市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、本市では障害福祉計画と一体的に策定します。

②本市における位置づけ

各計画は、国や大阪府の定める計画等の内容を十分に踏まえつつ、「池田市支え合いを大切にする福祉のまち基本条例」（第8条）に基づき策定するもので、「池田市第6次総合計画」及び「第3期池田市地域福祉計画」を上位計画とし、「池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「池田市子ども・子育て支援事業計画」など、本市の関連計画・構想との整合・調整を図りながら策定しています。

計画の位置づけ



(2) 計画の期間

「第5期池田市障害者計画」の期間は、平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)までの6年間とします。

「第5期池田市障害福祉計画」と「第1期池田市障害児福祉計画」の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの3年間となります。

計画の進捗状況については定期的に評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

計画の期間

年度	平成 24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
障害者計画	第4期						第5期障害者計画						第6期		
	第3期		第4期			第5期障害福祉計画			第6期			第7期			
							第1期障害児福祉計画			第2期			第3期		

(3) 計画の対象

本計画における「障がい」とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に従い、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、その他の心身の機能の障がい（政令で定める難病などによる障がいを含む）をさすものとし、「障がい者（障がいのある人）」とは、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をさすものとします。

なお、この計画の推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、すべての市民の理解と協力が必要となります。このため、この計画は、池田市内で暮らし、学び、働き、憩うすべての市民を対象とします。

3 計画の策定方法

計画の策定にあたり、障がい者施策への市民意識や障がいのある人の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握することを目的に、障がいのある人へのアンケート調査や関係団体とのワーキング（聞き取り調査）を実施し、施策立案の参考としました。

策定体制については、計画で掲げる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係各課による全庁的な体制のもとで策定作業を進めるとともに、市民代表や保健・医療・福祉関係者等によって構成される「池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会」及び「池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に係る策定部会」において審議を行いました。

また、策定過程において計画案を公表し広く意見を求めるため、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

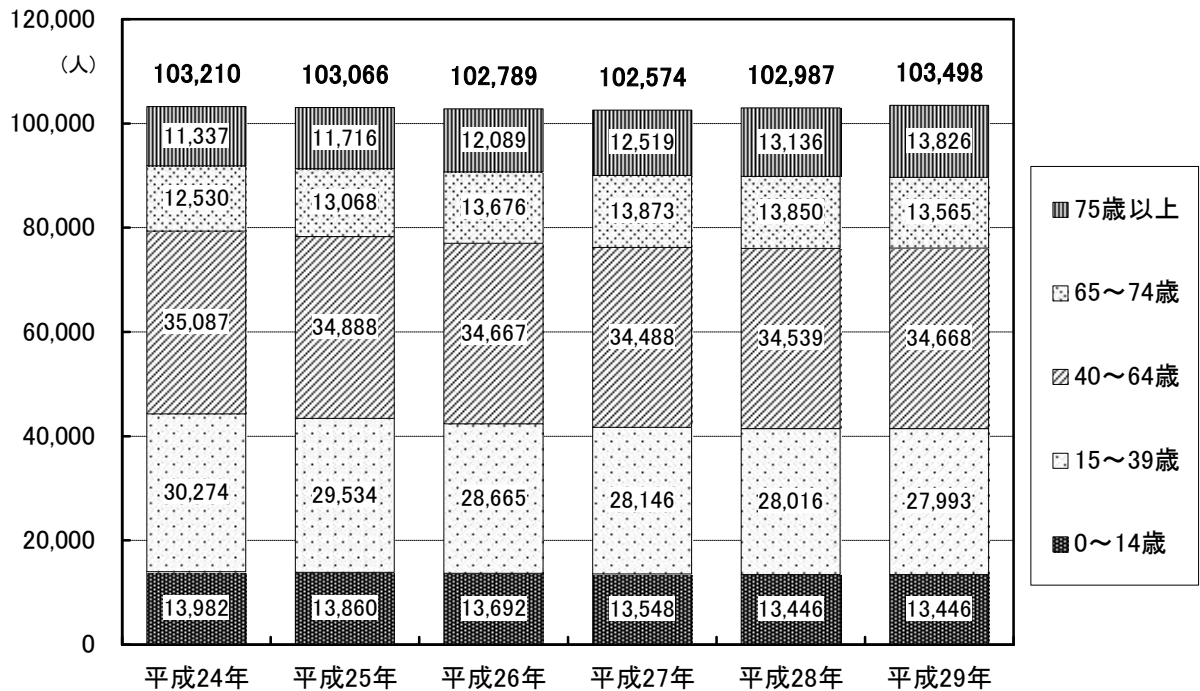
1 池田市における現況

(1) 人口の推移

池田市の人口は103,498人、世帯数は47,822世帯です（平成29年(2017年)9月末現在、住民基本台帳人口）。人口については昭和50年(1975年)に始めて10万人を超えて以来、42年間その水準を維持しています。また、世帯数については世帯規模の縮小に伴い増加の一途をたどっています。

年齢別人口構成については、人口総数のうち0歳から14歳の年少人口の占める割合が13.0%であるのに対し、65歳以上の老年人口の割合（高齢化率）が26.5%と市民の4人に1人が高齢者となり、地区によっては40%近くまで割合が高まっています。特に介護保険事業の要支援・要介護認定者となる割合が高まる75歳以上の人口は年々増加し、人口総数の13.4%を占めるようになりました。

人口総数と年齢別構成

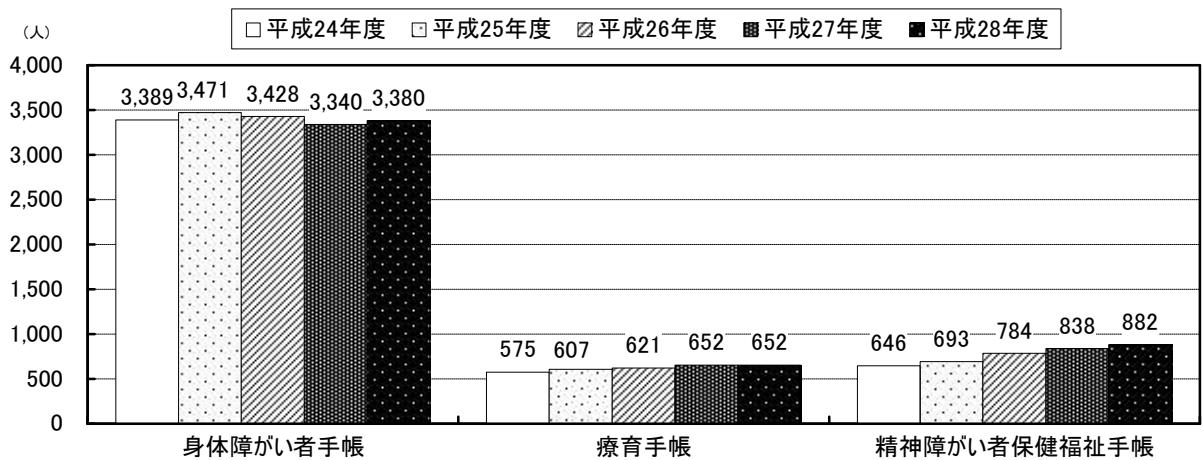


※住民基本台帳人口（各年9月末現在）

(2) 障がいのある人の状況

市内で暮らしている障がいのある人は、平成29年(2017年)3月末現在の各障がい者手帳の所持者でみると、身体障がい者手帳の所持者が3,380人、療育手帳を所持する知的障がいのある人が652人、精神障がい者保健福祉手帳の所持者が882人で、身体障がいのある人については横ばい、知的障がいや精神障がいのある人については増加する傾向にあります。

各障がい者手帳所持者数の推移



※各年度とも3月末現在

障害者総合支援法における「障がい者」は、法律に基づく自立支援給付、地域生活支援事業の利用者、補装具費や自立支援医療費の受給者をさしています。したがって、障がい者手帳所持者はもちろんのこと、障がい者手帳を持っていなくても、児童相談所等で知的障がいと判定された人や、自立支援医療（精神通院）を受けている人、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、法令で定める疾病により障がいのある難病患者なども該当します。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

《身体障がいのある人》

身体障がい者手帳の所持者数は、平成29年(2017年)3月末現在で3,380人となっています。障害種別ごとにみると、肢体不自由、内部障がいの順で多く、年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.8%にとどまり、65歳以上の人が73.0%を占めるなど高齢化が進んでいます。

年齢別・障がい区分別身体障がい者手帳所持者数(人)

区 分	総 数	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 機能障がい	肢体不自由	内部障がい
平成24年度	3,389	220	221	36	1,922	990
平成25年度	3,471	224	226	37	1,958	1,026
平成26年度	3,428	212	222	38	1,938	1,018
平成27年度	3,340	213	214	36	1,865	1,012
平成28年度	3,380	212	208	36	1,857	1,067
0～17歳	61	2	7	0	39	13
18～64歳	850	71	47	17	471	244
65歳以上	2,469	139	154	19	1,347	810

注) 各年度とも3月末現在

《知的障がいのある人》

療育手帳の所持者数は、平成29年(2017年)3月末現在で652人と、増加傾向が続いています。障がい程度別では、重度であるAが全体の47.7%を占めて多く、年齢別には、18歳未満の人が30.1%、18歳以上の人が69.9%の割合になっています。

年齢別・等級別療育手帳*所持者数(人)

	総数	A	B 1	B 2
平成24年度	575	284	141	150
平成25年度	607	298	137	172
平成26年度	621	307	139	175
平成27年度	652	311	137	204
平成28年度	652	311	133	208
0～17歳	196	61	31	104
18～64歳	422	231	88	103
65歳以上	34	19	14	1

注) 各年度とも3月末現在

《精神障がいのある人》

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、平成29年(2017年)3月末現在で882人と、増加傾向が続いています。また、自立支援医療(精神通院)の受給者数は、1,787人となっています。

年齢別・等級別精神障がい者保健福祉手帳*所持者数(人)

	総数	1 級	2 級	3 級
平成24年度	646	97	458	91
平成25年度	693	98	491	104
平成26年度	784	85	552	147
平成27年度	838	78	568	192
平成28年度	882	68	612	202
0～17歳	35	2	25	8
18～64歳	725	35	508	182
65歳以上	122	31	79	12

注) 各年度とも3月末現在

《難病※①患者（指定難病受給者）の状況》

難病患者について、特定医療費（指定難病）受給者数の年次推移をみると下表のとおりで、平成24年度(2012年度)に比べ、平成29年度(2017年度)は43.9%増となっています。

(毎年4月1日現在 単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総数	729	768	812	824	891	1,049

なお、平成27年(2015年)1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病医療費助成の対象疾病数が56疾病から110疾病（指定難病※②）に拡大され助成制度が始まりました。平成27年(2015年)7月1日に196疾病が追加、さらに平成29年(2017年)4月1日から24疾病が追加され、現在330疾病が指定難病に指定されています。それに伴い、障害者総合支援法における障がい福祉サービス等の対象となる疾病も、平成29年(2017年)4月1日現在で358疾病へ拡大されました。

※① 難病

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするものです。

※② 指定難病

指定難病とは、難病のうち以下の要件のすべてを満たすものを、患者の置かれている状況からみて良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定するもので、医療費助成の対象となっています。

- 患者数が本邦（日本全国）において一定の人数（人口の0.1%程度）に達しないこと
- 客観的な診断基準（またはそれに順ずるもの）が確立していること

(3) 障がい福祉サービス等の実施状況

第4期障害福祉計画期間中の障がい福祉サービス（自立支援給付、地域生活支援事業、障がい児支援サービス）の利用実績については、以下の表のとおりです。

《自立支援給付によるサービスの利用実績（月平均）》

サービス名	種別	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
居宅介護	身体(時間)	2,864	2,730	2,915	2,672	2,966	2,600
	知的(時間)	647	715	679	772	713	810
	精神(時間)	555	721	644	950	747	1,100
	障がい児(時間)	664	470	694	324	725	250
	合計(時間)	4,730	4,636	4,932	4,718	5,151	4,760
重度訪問介護	身体(時間)	1,606	1,613	1,634	1,591	1,663	1,700
	知的(時間)	0	0	0	0	0	0
	精神(時間)	0	0	0	90	0	0
	合計(時間)	1,606	1,613	1,634	1,681	1,663	1,700
同行援護	身体(時間)	585	609	596	639	606	665
	障がい児(時間)	0	0	0	18	0	15
	合計(時間)	585	609	596	657	606	680
行動援護	知的(時間)	30	0	30	0	30	0
	精神(時間)	30	0	30	0	30	0
	障がい児(時間)	0	0	0	0	0	0
	合計(時間)	60	0	60	0	60	0
重度障がい者等包括支援	身体(時間)	30	0	30	0	30	0
	知的(時間)	30	0	30	0	30	0
	精神(時間)	30	0	30	0	30	0
	障がい児(時間)	0	0	0	0	0	0
	合計(時間)	90	0	90	0	90	0
短期入所	身体(人日分)	5	10	5	19	5	51
	知的(人日分)	166	221	174	179	183	182
	精神(人日分)	1	4	1	7	2	3
	障がい児(人日分)	6	10	7	17	7	27
	合計(人日分)	178	245	187	222	197	263

※平成29年度(2017年度)については平成29年(2017年)9月末までの実績値をもとにした見込量

※居宅介護の合計には難病患者を対象としたサービス見込量を含みます。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

サービス名	種別	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
生活介護	身体(人日分)	922	950	961	929	1,000	942
	知的(人日分)	3,060	3,026	3,187	3,027	3,315	3,105
	精神(人日分)	413	340	477	329	541	356
	合計(人日分)	4,730	4,316	4,932	4,285	5,151	4,403
療養介護	(人)	12	12	12	11	13	11
自立訓練 ・機能訓練 ・生活訓練	身体(人日分)	33	23	33	20	34	19
	知的(人日分)	0	0	0	58	0	101
	精神(人日分)	121	61	140	15	162	116
	合計(人日分)	154	84	173	93	196	236
就労移行支援	身体(人日分)	44	55	47	50	51	42
	知的(人日分)	171	109	222	153	273	163
	精神(人日分)	132	252	153	230	178	218
	合計(人日分)	347	416	422	433	502	423
就労継続支援(A型)	身体(人日分)	75	105	77	102	78	141
	知的(人日分)	26	94	28	162	29	282
	精神(人日分)	117	182	136	261	157	465
	合計(人日分)	218	381	241	525	264	888
就労継続支援(B型)	身体(人日分)	213	187	225	165	237	161
	知的(人日分)	869	901	893	901	923	937
	精神(人日分)	540	482	609	427	686	463
	合計(人日分)	1,622	1,570	1,727	1,493	1,846	1,561
共同生活援助 (グループホーム)	身体(人)	7	7	8	6	9	5
	知的(人)	60	57	65	65	66	69
	精神(人)	12	11	14	10	16	12
	合計(人)	79	75	87	81	91	86
施設入所支援	身体(人)	31	32	31	30	31	30
	知的(人)	49	45	49	43	49	43
	精神(人)	1	0	1	0	1	1
	合計(人)	81	77	81	73	81	74
計画相談支援	身体(人)	41	7	47	8	53	7
	知的(人)	52	14	54	22	56	21
	精神(人)	43	13	50	16	57	23
	障がい児(人)	11	1	12	5	13	1
	合計(人)	147	35	163	51	179	52
地域移行支援	身体(人)	1	0	1	0	1	0
	知的(人)	1	0	1	0	1	0
	精神(人)	4	2	7	1	10	1
	合計(人)	6	2	9	1	12	1
地域定着支援	身体(人)	1	0	1	0	1	0
	知的(人)	1	0	1	0	1	0
	精神(人)	3	1	5	2	7	2
	合計(人)	5	1	7	2	9	2

※平成29年度(2017年度)については平成29年(2017年)9月末までの実績値をもとにした見込量
 ※サービス見込量の単位の「人日分」は延べ利用日数のことです。

《地域生活支援事業の利用実績（年間）》

事業名等		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
理解促進研修 ・啓発事業	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支 援事業	自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度利用支援事 業	3人	3人	3人	3人	3人	3人
意思疎通支 援事業	手話通訳者派遣事業	13人	9人	14人	12人	15人	12人
	要約筆記者派遣事業	10人	6人	12人	8人	14人	10人
	手話通訳者設置事業	2人	3人	2人	3人	2人	2人
	手話奉仕員養成研修事業	17人	25人	17人	12人	17人	12人
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	7件	6件	8件	7件	9件	10件
	自立生活支援用具	22件	9件	24件	13件	26件	15件
	在宅療養等支援用具	22件	18件	25件	16件	28件	20件
	情報・意思疎通支援用具	22件	15件	24件	21件	26件	25件
	排せつ管理支援用具	1,900件	1,939件	1,930件	1,934件	1,950件	1,950件
	居宅生活動作補助用具	3件	1件	3件	0件	3件	1件
移動支援事業	利用者数	284人	281人	296人	289人	308人	297人
	利用時間数(延べ時間)	66,852時間	67,283時間	69,636時間	68,682時間	72,396時間	66,876時間
地域活動支援 センター事業	設置箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用者数	272人	183人	310人	193人	349人	203人

※平成29年度(2017年度)については平成29年(2017年)9月末までの実績値をもとにした見込量

《児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの利用実績（月平均）》

サービス名	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
児童発達支援(人日分)	561	536	563	466	597	516
医療型児童発達支援(人日分)	59	40	63	23	67	35
放課後等デイサービス(人日分)	331	65	351	1,005	372	1,134
保育所等訪問支援(回)	1	1	1	2	1	1
障がい児相談支援(人)	30	2	30	4	30	4

※平成29年度(2017年度)については平成29年(2017年)9月末までの実績値をもとにした見込量

※サービス見込量の単位の「人日分」は延べ利用日数のことです。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

《重点目標の達成状況》

目標項目		数値目標	達成状況
福祉施設入所者の地域生活への移行	地域生活への移行数	平成29年度末 11人	平成29年3月末現在 7人
	施設入所者の削減数	平成29年度末 5人	平成29年3月末現在 11人
地域生活支援拠点等の整備		整備	未整備
福祉施設から一般就労への移行 (年間一般就労移行者数)		平成29年度 14人	平成28年度 15人
就労移行支援事業の利用者数		平成29年度末 24人	平成28年度末 24人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率		半数以上の事業所が 3割以上の就労移行	未達成
就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額		平成29年度 15,259円	平成28年度 9,776円

2 市民の意識

計画の策定に向けた基礎資料とするため、市内にお住まいの障がいのある人や介助・支援をされている人を対象に、生活やサービス利用の状況、福祉施策に対する意識などを把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

また、障がいのある人やその家族の「生の声」を計画に反映するため、市内の障がい者団体4団体を対象としたワーキング（聞き取り調査）を実施しました。

詳細な結果については、巻末の参考資料で紹介していますが、各調査で得られた結果を総括すると次のように整理することができます。

- 障がいのある人本人や家族の高齢化が進んでおり、親なき後の生活に対して多くの人が不安を感じています。また、地域で安心して暮らせる生活の場としてグループホームの充実を望む声が多く見られます。
- 障がい者団体の会員の高齢化が進み、新たな会員の確保が課題となっています。
- アンケート回答者の65.7%が障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがあると答えており、障がいのある人に対する市民の理解や配慮を深めるため、学校教育や広報・啓発活動を通じた一層の取り組みが求められています。
- 地域の学校で障がいのない子どもと共に学ぶ環境を望む人が多くを占めており、保育・教育体制の充実や就学前から学校卒業までの切れ目のない支援のしくみづくり、教職員や子ども、保護者の障がいへの理解促進などが求められています。
- 若年層を中心に何らかの形で働くことを希望する人が多く、職場における障がいのある人への理解や配慮、就労支援施策の充実等が求められています。
- 障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスに関しては、専門性の高い相談支援体制や日中活動の場、生活の場の充実、制度・サービスに関する情報の周知などが求められています。
- 災害など緊急時に不安を感じている人が多く見られます。
- 18歳以上のアンケート回答者は、年金や手当の充実を望んでいます。
- 道路・歩道等の整備状況については、市街地中心部等で改善が進んでいるものの、市内各所で移動しやすい環境づくりを望む声が見られます。

3 今後の施策推進に向けた課題

①障がいのある人への理解の促進と権利擁護の推進

障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会を実現する必要があります。また、障害者差別解消法が施行され、本市においても障がいのある人に対する合理的配慮に関する周知・啓発、障がい者差別に関する相談への対応、障がい者差別を解消するための取り組みなどを進めていくこととなりました。

アンケート調査によると、障がいや特性があることで何らかの差別を受けたり嫌な思いをした人は65.7%となっており、学校や職場、医療機関等における理解と配慮が求められています。

また、当事者・家族の高齢化に伴い、判断能力が十分でない人の権利を守るための体制づくりについても引き続きの課題となっています。

②障がいのある人の地域生活を支える取り組みの充実

障がいのある人自身や介助・支援者の高齢化、医療的ケアが必要な重度障がいのある人の増加等に対応し、保健・医療・福祉の連携を通じて支援体制を充実させていくことが必要です。

障がいのある人の地域生活の支援、また施設入所者や入院患者の地域移行を進める上で相談支援は重要な役割を果たしており、本市ではサービス利用に係る計画相談支援・障がい児相談支援、支給決定をはじめ、地域自立支援協議会など相談支援体制の充実に努めてきました。今後とも専門的な相談機能の充実と各相談機関間の連携強化を図る必要があります。

精神保健福祉については、国において1年以上の長期入院患者の退院を推進するため、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すこととなりました。このため、各分野の連携を充実し、在宅サービスや相談支援体制の充実、生活の場の確保、雇用・就労、社会参加に対する支援の充実などを図る必要があります。

全国的な傾向といえますが、本市においても障がいのある人や家族の高齢化が急速に進んでおり、家族の介護負担が増す傾向にあるとともに、家族がいなくなったときの生活について、多くの人が不安を感じています。こうした中、障がいのある人の生活の場となるグループホーム（共同生活援助）については、地域生活の継続や地域移行を促進する上で必要な社会資源であることを踏まえ、今後とも整備を促進する必要があります。また、利用者ニーズの高いサービスの提供体制の確保と充実が引き続きの課題となります。

③障がいのある子どもを育むための体制の充実

障がいのある子どもが、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、児童発達支援センター（池田市立やまぼと学園）を中心に、保健、医療、福祉、保育、教育等の連携による支援体制のさらなる充実が重要となります。

また、アンケート調査では、地域の学校で障がいのない子どもと共に学ぶ環境を望む人が多くを占めており、教職員や子ども、保護者等の障がいへの理解の促進、障がい特性に応じた専門的な指導、人的な支援などが求められています。

④障がいのある人の就労機会の拡大、就労・定着支援

障がいのある人が地域で生活を続けていく上で、社会の一員として、また、自己実現の一つの手段として、障がい特性や一人ひとりの意欲、適性、能力に応じて、身近に活動することや働くことができる場があることが望まれます。

障害者雇用促進法の改正により、障がいのある人を雇用する事業主に対しては、障がいのある人への合理的配慮を提供する義務が生じ、また、法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が加えられました。今後ともより多くの障がいのある人が一般事業所等に就労し、また就労を継続するために、事業所等の理解を深めることとあわせて、療育・発達支援から就労支援へと切れ目なくつなげるサポート体制を確立していくことが必要となっています。

福祉的就労に関しては、障害者優先調達推進法が施行され、本市においても障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、円滑な実施に努めています。今後とも利用者意向に応じた受け入れ体制の確保に努めていく必要があります。

⑤障がいのある人の社会参加の促進

地域社会における多様な場に主体的に参加したり、自ら望む場所へ移動し、自由に活動を行うことは、地域で暮らす障がいのある人にとって大きな願いであり、これを実現するための仕組みづくりが強く求められています。

国においては“「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部”を立ち上げ、住民団体等による様々な活動など、地域の課題に対して住民が「我が事」として主体的に取り組み、地域全体で支え合うことのできる“地域共生社会”の実現に向けた研究・検討を進めています。

こうした動きを踏まえ、障がいのある人を様々な地域づくりの担い手として捉え、地域社会の中で個々の特性や能力に応じて役割を担う社会へと転換を図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無や程度にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会を実現する必要があります。

すべての市民が住み慣れた地域で生活することができ、また、あらゆる面において障がいのある人に対する差別をなくし、障がいのある人が、障がいのない人と同様に社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって平等に参加し、活動することができるよう、自己決定・自己選択できる環境づくりが求められます。

本計画では、これまでに掲げてきた考え方を受け継ぐとともに、すべての障がいのある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、本計画の基本理念を次のように設定します。

**一人ひとりの人格と個性を尊重した
共に生きる地域社会づくり**

2 基本目標

基本理念「一人ひとりの人格と個性を尊重した共に生きる地域社会づくり」の実現に向けて、次にあげる3つの基本目標を掲げ、障がいのある人の地域における自立した生活、積極的な社会参加を促進するための施策の推進に努めます。

○互いに尊重し合い、支え合うまち

すべての市民が人権を尊重し、差別や偏見を取り除いて互いに理解を深めながら、ともに支え合い、助けあえる社会づくりを進めます。

また、地域における支え合い、助け合いの活動にだれもが気軽に参加でき、地域における交流の輪や見守りが広がるよう働きかけます。

○安心して暮らせるまち

だれもが家庭や地域社会の中で安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、ライフステージや障がいの状況、ニーズに応じた保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。

また、あらゆるバリアを取り除き、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を進めます。

○自分らしく輝き、活動できるまち

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの個性や能力を最大限に生かすため、発達支援体制を充実し、一人ひとりの個性に応じて、乳幼児期から卒業までにわたる一貫した療育・保育・教育を推進します。

また、障がいのある人の就労や社会参加に向けて、関係機関との連携のもと、生活や就労・雇用等における支援体制の充実に努めます。

3 施策の体系

互いに尊重し合い、 支え合うまち	啓発・交流	①啓発・交流活動の推進 ②福祉教育の推進
	地域福祉	①地域福祉活動の推進 ②ボランティア活動の推進
	権利擁護	①権利擁護の推進 ②差別解消・虐待防止
安心して暮らせるまち	情報提供・相談支援	①広報・情報提供の充実 ②相談支援体制づくり
	保健・医療	①健康づくりの推進 ②医療・リハビリテーション体制の充実 ③精神保健福祉施策の推進
	福祉サービス	①在宅生活の支援 ②日中活動の場の充実 ③生活の場の確保 ④各種制度の活用
	生活環境	①福祉のまちづくりの推進 ②外出しやすいまちづくり
	緊急時の支援	①防災対策の充実 ②防犯対策の充実
自分らしく輝き、 活動できるまち	発達支援・教育	①障がいの早期発見・療育体制の充実 ②子育て支援の充実 ③学校教育の充実
	雇用・就労	①就労機会の拡大と就労支援 ②福祉的就労の場の充実
	社会参加	①外出支援の充実 ②意思疎通支援の推進 ③スポーツ・文化活動等の振興 ④社会参加の促進

第4章 推進施策（障害者計画）

1 互いに尊重し合い、支え合うまち

（1）啓発・交流

障がいの有無にかかわらず、すべての人々にとって住みよい地域社会を実現するためには、一人ひとりが互いに理解し合い、ともに支え合いながら生活する必要があります。そのため、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための支援、また、互いに円滑に意思疎通を図るための福祉教育が必要です。

①啓発・交流活動の推進

家庭や地域、学校、職場などあらゆるところで、障がいのある人への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進するとともに、障がいのある人と障がいのない人の交流を促進します。

施策	内容
広報紙などを通じた啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 広報紙やパンフレット、ホームページなど多様な広報・情報媒体を活用するとともに、講演会などで障がいや障がいのある人に関する市民の理解を促すなど、実際に一人ひとりが正しい認識に基づき行動できるよう、啓発に努めます。・ 障がいのある人の福祉、教育、スポーツ、芸術・文化活動などを紹介したビデオやパンフレット等を活用し、普及・啓発に努めます。
障がい者週間等における啓発・交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい者団体など関係団体と連携し、障がい者週間（12月3日～9日）や各種イベント開催時における障がい福祉をテーマとした啓発活動を推進します。
地域の障がい者施設や団体によるイベント等の支援	<ul style="list-style-type: none">・ みーんなでふれあい広場、ほっこり広場、「障がい者週間」「人権週間」記念池田市民のつどいなどのイベントや、町内会・自治会や子ども会など身近な場でのふれあいの場を広げることにより、参加者への啓発を進めるとともに、それらの活動への支援を行います。

施策	内容
障がいに関する正しい理解の普及・啓発	・講演会や広報活動等を通じて、障がいのある人の自立・社会参加に対する地域の人々の関心と理解を深め、心のバリアを取り除いていきます。
障がいのある人の地域活動などへの参加促進	・民生委員児童委員協議会やボランティア団体などの民間団体との連携を深め、障がいのある人の地域活動やイベントなどへの参加が促進されるよう継続的に呼びかけます。
ヘルプカード等の普及促進	・障がいのある人が災害時や外出先で困ったときに、周囲の人に提示して必要な支援を得られることを目的につくられた「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」について、希望する人に配布するとともに、カードやマークの趣旨について広く普及を図ります。

②福祉教育の推進

子どもたちが幼少のころから障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、学校・幼稚園などにおける活動、総合的な学習の時間などを活用した人権教育、福祉学習の推進に努めます。

また、あらゆる年代の市民が、様々な学習やふれあいの場を通じて、障がいのある人に対する理解と認識を深め、自ら気づき、できることから実践していけるよう、各種講座・講演会の開催、学習情報の提供や内容の充実、相談支援などに努めます。

施策	内容
学校園における福祉体験学習・人権教育の推進	・子どもたちの障がいのある人への理解が深まるよう、小・中学校、幼稚園等における福祉体験学習や人権教育の推進、障がいのある人との交流機会の充実などに努めます。
福祉教育の推進	・地域活動やイベント開催時における啓発活動、各種講座の開催など、あらゆる年代の幅広い市民を対象とし、地域に根ざした福祉教育の推進に努めます。
地域共生社会の実現に向けた人材の養成	・地域や学校において人権教育・福祉教育を推進するための人材養成に努めます。

（2）地域福祉

地域福祉活動の展開を通じて、障がいのある人やその家族の生活、社会参加を支えていくための様々な取り組みを進めます。

①地域福祉活動の推進

障がいのある人への理解と交流を深め、障がいのある人の地域生活や社会参加に対する支援を充実していくため、社会福祉協議会、地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、市民活動団体などによる地域福祉活動の活発化を図ります。

小地域における福祉活動の展開を通じて、障がいのある人やその家族も含め、地域の人々が互いに見守り、支え合い、助け合って、だれもが安心して暮らせるような福祉社会の形成をめざします。

施 策	内 容
地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域福祉計画」に基づき、小地域ネットワーク活動やボランティア活動の振興に努めます。 ・社会福祉協議会及び地区福祉委員会が「地域福祉活動推進計画」に基づいて展開する各種の取り組みの拡充・活性化や組織基盤の強化について支援に努めます。
民生委員児童委員活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の身近な相談・支援者であり、地域福祉の推進者となる民生委員児童委員の活動に対する支援に努めます。
障がいのある人の実態・支援ニーズなどの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の日常的な見守り・支援や緊急時の対応などが円滑に行えるよう、個人情報に配慮しつつ、障がいのある人の生活実態や支援の必要性などの把握について、民生委員児童委員などと連携し取り組みを進めます。

②ボランティア活動の推進

障がいのある人への支援を目的とした活動をはじめ、多様な分野におけるボランティア活動、福祉活動への市民参加や活動の活発化を促進するため、広報・啓発、各種講座・研修の充実などによりボランティアの養成・確保を図ります。

施 策	内 容
障がい者支援ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体や社会福祉協議会などと連携しながら、点訳や音読、手話通訳、要約筆記など、障がいのある人を支援するボランティアの確保・育成を図ります。
ボランティアの育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページなどを通じて、ボランティア活動の意義や必要性を啓発するとともに、ボランティア団体や活動内容を紹介します。 ・ボランティア活動をするために必要な基本知識や技能を習得するための講座の開催や情報提供に努めます。 ・公益活動促進協議会や社会福祉協議会のボランティアセンターを通じて市内のNPOやボランティア団体などと連携し、様々なボランティアの育成を促進します。
NPO・ボランティア活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの組織化を図るとともに、活動の場や資機材の提供、団体間の交流促進など活動支援に努めます。また、集会施設等を活用し、住民が地域福祉活動やボランティア活動を行うための拠点を確保します。 ・公益活動促進協議会や社会福祉協議会のボランティアセンターによる活動を支援するとともに、地域における福祉コーディネーターやリーダーとなる人材、ボランティアの育成について働きかけます。

（3）権利擁護

障がいのある人への差別や虐待は、障がいのある人の尊厳を侵し、自立及び社会参加に大きな影響を及ぼすため、障がいのある人が権利の主体として尊厳を持って生活する社会をめざして取り組みを進める必要があります。

①権利擁護の推進

サービス利用をはじめ、判断能力が十分でない障がいのある人の意思決定を支援するため、成年後見制度など権利擁護の推進に取り組みます。

また、利用者が安心して福祉サービスを受けることができるよう、関係機関との連携のもとに、サービスの質の確保・向上に向けた取り組みを進めます。

施策	内容
権利擁護体制の整備	・障がいのある人の権利擁護に向けて、府や関係機関との連携に努めます。
成年後見制度の普及と利用支援	・判断能力が十分でない人の権利を守るため、財産管理や身上監護に関する契約などを援助する成年後見制度について、様々な媒体を通じて普及に努めるとともに、制度の利用支援に努めます。
日常生活自立支援事業の推進	・福祉サービスが十分に活用できない、身の回りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が十分でない人を対象に社会福祉協議会が実施する、日常生活自立支援事業の推進を図ります。
苦情解決体制の整備	・府や社会福祉協議会、サービス事業者など関係機関との連携を図りながら、福祉サービスに関する苦情解決に向けた適切な対応に努めます。

②差別解消・虐待防止

障がいのある人に対する合理的配慮に関する周知・啓発、障がい者差別に関する相談への対応、障がい者差別を解消するための取り組みなどを進めていくとともに、障がいのある人の虐待防止に向けた取り組みをより一層進めます。

施 策	内 容
障がい者差別解消に係る取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法に基づき、差別解消にかかる相談支援や障がい者差別解消支援地域協議会の開催等の取り組みを進めます。
障がい者虐待防止の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止センターとして位置づける基幹相談支援センター「あおぞら」を核として、地域の関係機関・団体等と連携を図りながら、障がいのある人に対する虐待の防止について、市民や事業者への周知・啓発に努めます。 ・ 虐待の通報にあたっては、関係機関とともに状況等を把握の上、緊急性や事由に応じ適切に対応します。

2 安心して暮らせるまち

（1）情報提供・相談支援

障がいのある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報を提供します。また、障がい種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図るとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めていきます。

① 広報・情報提供の充実

広報紙やパンフレット、ホームページなどの活用、行政情報の点字・音声化の促進などを通じて情報の提供に努めます。

また、障がいのある人が利用できる福祉サービスや保健・医療、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・文化活動などの情報を、障がいのある人や家族などがわかりやすく入手できるような仕組みづくりに努めます。

施 策	内 容
障がい福祉に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やホームページ、「福祉のてびき」など多様な媒体を通じて、各種支援制度・サービスの内容と利用方法、市内・周辺地域における関係施設の案内などをわかりやすく紹介し、内容も充実していきます。 ・ 特に「福祉のてびき」については、広報紙やホームページ、サービス事業所、関係機関・団体等を通じて広く情報提供に努め、必要とする人に行き届くよう周知を図ります。
行政情報のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙などの行政刊行物の発行や市民に対するホームページでの情報提供に際しては、それぞれの障がいに応じた情報提供を図るよう配慮に努め、行政情報のバリアフリー化を促進します。

②相談支援体制づくり

障がいのある人やその家族、支援者の抱える様々な相談ニーズに応じて、的確な相談支援が行えるよう、基幹相談支援センターを核としながら、専門的な相談機能の充実と各相談機関間の連携強化を図り、市全体としての相談支援体制のさらなる充実を図ります。

施策	内容
障がい者相談支援事業所の整備・支援	・市内には、相談事業を委託している池田市基幹相談支援センター「あおぞら」、「福祉相談くすのき」と精神障害者地域活動支援センター「咲笑」があり、専門性の高い相談員による相談支援を実施しています。相談支援ニーズの高まりにともない、今後も、相談支援事業所の整備と職員の資質向上の支援に努めます。
障がいのある人のための相談支援事業の実施	・障がい者(児)相談支援事業など、障がいのある人や家族などの相談ニーズに応じて、福祉サービスの利用援助や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介助・支援に関する相談、生活情報の提供などを総合的に行う各種相談支援事業の円滑な実施に努めます。
庁内における相談支援体制の充実	・保健・医療・福祉など多分野にわたる障がい者施策に関する情報提供・案内などが総合的に実施できるよう、庁内各部局の連携に努め、障がい種別にかかわらず、市民が気軽に相談できるような相談支援体制づくり、プライバシーの保護などに努めます。
相談支援担当職員の適切配置と資質向上	・相談内容の多様化や相談件数の増加に応じて適切な対応が図れるよう、相談支援業務に携わる担当職員を適切に配置するとともに、円滑な対応ができるよう研修などを通じて職員の資質の向上に努めます。
身近な相談機能の充実	・身近な地域における相談者となる障がい者相談員や民生委員児童委員等の活動支援に努めます。また、これらの制度がより多くの人に利用されるよう、市民への周知を図るとともに、研修会などによって相談員の資質向上を図ります。
相談支援機関のネットワーク化	・障がい福祉に関する相談支援・案内などが総合的に提供できる環境づくりを進めるため、基幹相談支援センター「あおぞら」を中心とした相談支援機関による日常的な連携・調整に努めます。
地域自立支援協議会	・障がいのある人や家族などを支えるための仕組みづくりの協議・検討・調整などを、関係機関の参画のもとに進める機関として、地域自立支援協議会及び専門部会の開催と内容の充実に努めます。

（2）保健・医療

障がいやその原因の一つである疾病の発生予防、早期発見・早期治療を図るとともに、関係機関と密に連携しながら、保健・医療サービス、リハビリテーションなどの提供体制の充実に努めます。

①健康づくりの推進

市民の心身の健康づくりを支援するため、健康づくりに関する知識や情報の普及啓発、健康診査、保健指導、健康相談など保健事業の実施に努めます。また、障がいのある人の健康づくりを支援するため、日常的な健康管理に関する知識の普及啓発、受診しやすい健診体制の整備などに努めます。

施 策	内 容
健康意識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育の充実や広報等を通じて、疾病や外傷の予防、治療方法など、市民への正しい知識の普及を図ります。 ・健康づくりに関する講座の開催などを通じて、市民の健康管理、健康づくりに対する意識を高めるとともに、障がいのある人の参加を促進し、日常的な健康管理について相談指導を行います。
妊産婦や乳幼児に対する保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦に対する健康教育・相談や各種健診、乳幼児健診、個別保健指導などの実施を通じて、疾病の予防や課題の早期発見に向けた体制の充実に努めます。
生活習慣病の予防と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の予防と早期発見に向け、学校や地域、職域における各種健診を適切に実施し、要観察者に対する保健指導、医療機関などへの受診勧奨に努めます。
障がいのある人に対する保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師や看護師などによる訪問相談・指導、専門家による各種講座の実施など、障がいのある人の健康の保持・増進に向け、個々の状況に応じて適切な保健サービスを提供できるよう努めます。 ・生活習慣病や二次障がいの予防、疾病の早期発見のため、各種健診に障がいのある人がより受診しやすくなるよう、条件整備を進めていきます。

②医療・リハビリテーション体制の充実

障がいのある人の地域における自立した生活を支えていくため、障がいの状況に応じた継続的かつ総合的な治療・訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもとにリハビリテーション体制の充実や、医療的ケアを必要とする人が自宅や施設で安心して過ごせる体制の整備に努めます。

施策	内容
医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が自宅で安心して療養できるよう、夜間・休日や緊急時の医療体制、訪問診療、訪問看護などの充実に向けて、関係機関に働きかけるとともに、市内・周辺地域における診療体制に関する情報の収集と提供に努めます。
歯科診療の充実	<ul style="list-style-type: none"> 一般の歯科診療所では治療を受けることが困難な障がいのある人の歯科診療を確保するため、歯科医師会と連携して取り組みます。
自立支援医療の円滑な実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの軽減、回復、治療などに要した費用の一部を公費負担する自立支援医療の円滑な実施に努めます。
医療的ケアが必要な人への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアを行うことができる短期入所や日中活動の場について、サービス事業所の参入を促進します。 医療的ケアを必要とする重症心身障がいのある人への支援を大阪府との連携のもとで強化します。 医療的ケアの必要な児童について、地域自立支援協議会などの場を通じて関係機関の連携を図り、支援のあり方の協議を進めるとともに、適切な対応に努めます。
高次脳機能障がい者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障がいに関わる医療機関、サービス事業所、相談支援機関等の関係機関が参画した地域支援ネットワークに参画し、医療から就労支援や福祉サービスへの円滑な移行に取り組みます。
リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、やまばと学園等で必要な訓練を継続的に受けられるよう努めます。

③精神保健福祉施策の推進

こころの健康に対する市民の関心を高め、精神疾患の早期発見・早期対応が可能となるよう、関係機関との連携により正しい知識や情報の啓発に努めます。

また、受診や治療継続のために必要な医学的指導やケースワークなど相談支援体制の充実を図ります。

施 策	内 容
こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民がストレスや悩み、こころの病気について気軽に相談できるよう、相談事業などの充実など、こころの健康づくりに向けた施策の推進に努めます。
正しい理解の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健に関する講座の開催や広報紙などによる情報提供などを通じて、こころの健康づくりに関する普及に努めるとともに、精神疾患や精神障がいのある人の社会復帰などに関する市民の関心と理解を深め、心のバリアを取り除いていきます。
精神保健福祉相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患のある人やその家族の相談に応じ、必要な情報提供や援助を行い日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域活動支援センター「咲笑」や相談支援事業などを充実させ、関係機関との連携の強化に努めます。
精神科医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 専門医療機関との連携を強化し、患者や家族が病態を正しく理解し、適切な医療機関を選択して医療を受けられるよう支援していきます。 精神症状の悪化に伴い、医療保護の必要な人への精神科救急体制については、府の救急医療体制との連携を図り、対応に努めます。
地域医療との連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がいのある人の地域移行、地域定着に向けた支援体制の構築に向けた検討を進めます。
自殺予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やホームページ等を通じて、自殺対策についての啓発を行います。 自殺予防対策連絡会議を開催し、自殺対策に関連する関係機関や、保健・医療・福祉・教育・生活困窮者対策等、庁内各課との連携を図るとともに、相談支援体制の充実にも努めます。

（3）福祉サービス

障がいのある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに福祉サービス等の生活支援施策の一層の充実に努めます。

①在宅生活の支援

多様な利用者意向に対応し、利用者自らが主体的にサービスを選択できるように各種生活支援サービスの充実に努めます。

施 策	内 容
居宅介護などのホームヘルプサービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営むことに支障がある障がいのある人が地域社会の中で安心して、また自ら望む生活が送れるよう、身体介護、家事援助、相談などのサービスを、障がいの種類や程度に応じて適切に提供できるように努めます。 ・関係機関との連携のもと障がい特性を理解し、的確に対応できるヘルパーの確保、資質向上に努めます。
短期入所（ショートステイ）事業などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の負担軽減を図るための短期入所事業について、サービス事業所との調整により受け入れ体制の拡充を図るなど、必要なときに利用できるようなサービスの提供に努めます。
日中一時支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業所との調整のもとに、障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
地域生活支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な相談支援、医療等との連携、緊急時における対応、居住支援機能など、地域の事業所が機能を分担して面的な支援を行う体制の整備に関係機関とともに取り組みます。
その他の生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう、補装具費の給付や日常生活用具の給付など、障がいの状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。

②日中活動の場の充実

障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族の負担を軽減するため、関係機関、サービス事業所と連携・調整を図りながら、日中活動の場となる通所型事業の充実に努めます。

施策	内容
自立支援給付によるサービスの提供	・府や周辺自治体、関係機関と連携しながら、障害者総合支援法に基づく介護給付や訓練等給付の日中活動系サービスの提供を促進します。
地域活動支援センター事業の実施	・障害者総合支援法のもと、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行うとともに、日常的な相談支援、サービス利用の援助などを行う地域活動支援センターについてサービスの提供を促進します。

③生活の場の確保

障がいのある人が地域社会の中で自立し、安心して暮らしていけるよう、グループホームなど生活の場の確保に努めるとともに、障がい者支援施設の利用者や精神科病院の長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、関係者とともに取り組みを進めます。

施策	内容
地域における生活の場の確保	・障がいのある人が、地域の中で必要な援助を受けながら共同生活を送る場となるグループホームの開設・増設を促進するため、府や関係機関と連携しながら、運営法人などへの指導や調整、助成、支援などに努めます。
施設入所支援サービスの提供	・障害者総合支援法に基づく施設入所支援の対象となる入所施設について、広域的な調整のもと、サービス提供を促進します。 ・障がいや家庭の状況、障がいのある人・家族それぞれの意向を尊重しながら入所施設に関する相談支援、情報提供に努めます。
地域生活への移行に向けた取り組みの推進	・入所施設の利用者や精神科病院の長期入院者について、本人の意向を尊重しつつ、家族や地域住民などの理解と協力のもとに、地域生活への円滑な移行を図るための支援のあり方を関係者とともに検討し、相談支援などの取り組みを進めます。

施策	内容
障がいのある人に対応した介護保険施設の整備	・障がいのある人と家族の高齢化に対応し、障がいのある人に対して適切なケアを行うことができる介護保険施設について、引き続き整備促進、既存施設における対応強化を図ります。

④各種制度の活用

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、各種支援制度の周知に努め、有効活用を図ります。

施策	内容
各種制度の周知と利用促進	・障がいのある人や家族の生活の安定を図るため、障がい年金や各種手当、税制控除、医療費の助成、各種料金の減免・割引制度などについて、障がいのある人や家族に周知し、制度を有効に活用するよう図っていきます。
各種年金・手当などの相談	・障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、国や府の制度に即し各種年金、手当などの相談に努めます。
医療費の助成	・自立支援医療など、障がいの軽減、回復、治療などに要した費用について国の自立支援給付や府の制度を活用して医療費を助成し、障がいのある人や家族の費用負担の軽減を図ります。
利用者負担への配慮	・自立支援給付に基づく障がい福祉サービスや地域生活支援事業の利用に伴う自己負担額については、国・府における基本的な考え方や周辺自治体の動向を踏まえ、軽減措置などの配慮に努めます。

（4）生活環境

すべての人が安心して快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、交通機関などの環境整備を進めます。

①福祉のまちづくりの推進

すべての人にとって安全で快適な日常生活空間の拡大を図り、だれもが自由に活動できるまちづくりを進めるため、関係法令に基づき公共施設や民間施設のバリアフリー化に取り組むとともに、「ユニバーサルデザイン」に関する市民・事業者の理解を促進します。

施 策	内 容
建築物などのバリアフリー化の推進	・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基づき、公共施設や民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。
障がい配慮した住宅整備の推進	・市営住宅の改築にあたっては、手すりの設置、段差の解消など、障がいのある人がより利用しやすい住宅環境づくりに努めます。 ・既存住宅のバリアフリー化を促進するため、府との連携のもと、住宅改造費用の助成に関する事業の実施に努めます。

②外出しやすいまちづくり

だれもが安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携・協力のもとに道路交通環境や公共交通機関、公園などの整備・改善を進めていきます。

施 策	内 容
歩道・道路などの整備促進	・既存の道路については、歩道の設置や段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などを国・府に要望するとともに、緊急性・重要性を考えながら計画的な整備に努めます。 ・道路上の安全確保のため、道路不法占用物の撤去や違法駐輪、はみ出し看板等の指導・撤去を行います。
交通安全対策の充実	・道路や歩道上の移動の妨げとなる物をなくすため、市民や事業者などへの啓発や広報を通じて、安全な歩行空間の確保に努めます。

（5）緊急時の支援

災害発生時に障がいのある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関との連携のもと、体制の充実を図るとともに、地域をあげた支援体制づくりに努めます。

①防災対策の充実

障がいのある人などが地域で安心して暮らせるよう、自然災害や火災、不慮の事故などの緊急時に備えて、支援の必要な障がいのある人などの日常的な実態把握から、緊急通報、救出・避難誘導、避難所などでの生活に至るまで、地域をあげた支援体制の確立に努めるとともに、災害発生後の適切で迅速な相談支援体制づくりに努めます。

施 策	内 容
防災・防火対策などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部など関係機関との連携を強化し、障がいのある人が暮らす住宅の防災・防火対策の推進や災害・火災発生時の緊急通報体制、救出・避難誘導體制の充実を図ります。 ・地域防災計画において、障がいのある人などへの対策や安全な避難を行えるよう、定期的な防災訓練の実施に努めます。
地域における支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時避難行動要支援者支援プランに基づき、障がいのある人などが地域で安心して暮らせるよう、個人情報に配慮しながら支援の必要な人の現状把握を進めるとともに、災害時に地域で円滑な安否確認や支援活動が行われるよう努めます。
緊急時の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・急病や災害時の緊急時に迅速に対応できるよう、ひとり暮らしの高齢・障がいのある人などに対する緊急通報装置の設置や、聴覚・音声・言語機能に障がいのある人への通信装置の給付などを行います。
避難所となる公共施設の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時の避難所となる学校などの公共施設については、耐震改修を行い、災害時における安全な避難先としての施設の整備・改善を進めます。また、福祉避難所に関する協定を社会福祉施設と締結し、災害時要配慮者の受け入れ先の拡充を推進します。

②防犯対策の充実

障がいのある人などが犯罪被害にあうことのないよう、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動の充実を促進します。

施策	内容
防犯対策の強化 ・充実	・障がいのある人などに対する犯罪被害を防止するため、振り込め詐欺などの防犯知識の周知や、悪質商法などの消費者被害防止に向けた情報の提供に努めます。 ・地域における市民相互の声かけやパトロールなどによる連携を図るとともに、防犯活動の充実を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みの充実に努めます。

3 自分らしく輝き、活動できるまち

（1）発達支援・教育

発達に課題のある児童を支援するために、保育所、学校園、療育関係機関などとの連携により、障がいの状況や特性などに応じて一人ひとりの成長段階に応じたきめ細やかな支援体制が必要です。

①障がいの早期発見・療育体制の充実

乳幼児健診や相談などで発見された発育発達上の課題のある児童や保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実が求められています。

また、学校園においては、健康診断による疾病の早期発見や早期治療を勧められる体制づくりをしていきます。

施策	内容
乳幼児健診などの充実	・乳幼児健診の実施等を通じて、児童の心身の課題を早期に発見するとともに、フォロー体制の充実に努めます。
学校園における定期健康診断	・身体的疾病などの早期発見・治療を進めるため、学校園における健康診断の実施に努めます。
発達支援に活用できるツール	・児童本人や家族と、保健・医療・福祉・教育・就労などの各機関が成長・発達に関する情報を共有し、生涯にわたって一貫した支援を受けられることができるよう、いけだつながりシート「lkeda_s」、電子サービス「e-lkeda_s」の普及・活用を図ります。
療育事業の推進	・児童発達支援センター「やまばと学園」において、発達障がいなど早期の療育が必要な児童に対し、個々の発達に応じた保育や訓練を行うとともに、発達相談や個別支援計画の作成など保護者支援の充実を図ります。
障がい児通所支援	・療育が必要である児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に通所することができるように、必要なサービスの提供を図ります。

第4章 推進施策（障害者計画）

施策	内容
幼稚園通級指導教室の実施	・幼稚園通級指導教室において、配慮を要する園児に対して発達段階に合ったプログラムを計画・実施し、就学前から小学校へ切れ目のない支援を行っています。今後もさらなる充実に努めます。

②子育て支援の充実

共に学び、育つという視点のもと、障がいのある児童の保育所(園)や留守家庭児童会などへの受け入れ体制の充実に努めます。

施策	内容
障がい児保育・特別支援教育の充実	・保育所(園)、幼稚園、認定こども園において個々の児童に合わせた適切な指導のもとに健全な成長発達を支援します。また、指導員による保育所等への巡回相談の充実に努めます。
留守家庭児童会における障がいのある児童の受け入れ	・放課後に保護者が家庭にいない児童を対象とする留守家庭児童会について、障がいの内容・程度などに応じて指導員を加配し、障がいのある児童の受け入れに努めます。

③学校教育の充実

障がいのある児童・生徒についての教職員の正しい理解を深めるとともに、指導方法・指導内容などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に対応しその可能性を最大限に発揮できるような教育を推進します。

施 策	内 容
就学相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある児童の小・中学校、特別支援学校への入学・進学にあたり、子どもに適した進路が確保されるよう専門家による相談を実施していきます。
特別支援教育の実施体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「ともに学び、ともに育つ」の理念に立ち、特別支援教育を学校全体の取り組みとして支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の充実に努めます。 障害者差別解消法の趣旨に則り、教育現場でも個別のニーズに応じた合理的配慮を提供し、乳幼児期から義務教育終了まで、子どもたちにつながるのがある支援を拡充します。
教育センターの機能充実	<ul style="list-style-type: none"> 市内に在住する児童とその保護者、市立学校園の教職員を対象に心のケアや言語・発達の指導、進路指導など「教育相談」を実施します。 発達障がいなどから不登校状態にある子どもたちに対し、カウンセリングや個別学習・体験学習等を通して、集団生活への適応を促し、学校への復帰を支援します。また、教育相談を含めた不登校対応の一部をNPO法人と連携し、不登校児童生徒やその保護者のニーズに合ったより幅広い対応に努めます。
教職員等への研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい特性の理解や障がいのある子どもの指導、保護者の支援等にあたって専門的な研修を行うなど、教職員の指導力向上のため、教職員研修の充実を図ります。

（2）雇用・就労

各種制度の活用を通じて民間企業・事業所での雇用を積極的に促進し、障がいのある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。

また、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

①雇用機会の拡大と就労支援

障がいのある人の雇用の促進と障がいのある人が働きやすい職場づくりを進めるため、関係機関と連携しながら、就労支援体制の確立に努めます。また、障がいのある人の就職や職業能力の習得・向上、就職後の安定就労などを図るため、相談支援・情報提供体制、職業訓練などの支援体制づくりを進めます。

施 策	内 容
雇用・就労促進のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の一般雇用・就労を促進するとともに職業訓練から就職、職場定着、離職後の相談など、一貫した就労支援を行えるよう、関係機関との連携を強化し、雇用・就労のための支援体制づくりと支援方策の検討に努めます。 ・地域自立支援協議会就労・日中活動支援部会を開催し、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、サービス事業所等との連携を強化し、雇用・就労のための支援体制づくりと支援方策の検討に努めます。
雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者雇用支援月間（9月）」における啓発活動や広報紙などを通じて、市民や市内の企業・事業所等に対する障がいのある人の雇用への理解と積極的な協力、職場環境づくりなどについての普及・啓発に努めます。 ・公共職業安定所や府などの関係機関と連携し、障害者雇用率制度や各種助成制度など、障がい者雇用に関わる制度・施策について、市内の企業・事業所等に周知します。
特別支援学校卒業予定者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の卒業予定者が希望する進路に進むことができるよう、特別支援学校および関係機関、本人・保護者等と個別に協議します。

施 策	内 容
相談支援・情報提供体制の充実	・障がいのある人が自ら障がいの状況を理解しつつ、その意欲と適性、能力に応じて働くことができるよう関係機関と連携し、障がいのある人が身近に雇用・就労に関する相談支援や情報提供を受けられる体制の充実に努めます。
福祉的就労から一般就労への移行	・障害者総合支援法に基づく自立支援給付の就労移行支援などの利用を通じて、福祉的就労の場に通う障がいのある人が一般就労へ円滑な移行を図れるよう、サービス事業所による事業実施を促進するとともに、関係機関による協力・支援体制づくりに努めます。
職業リハビリテーションの充実	・府など関係機関・団体と連携しながら、障がいのある人の能力を引き出し、職業生活に対応できる知識・技能の習得をめざす職業リハビリテーションの推進に努めます。

②福祉的就労の場の充実

一般企業などで働くことが難しい障がいのある人が、身近な地域において働く場や活動の場を確保できるよう、福祉的就労の場の環境づくりに努めます。

福祉的就労の場に通う障がいのある人がいきいきと働きながら収入が得られるよう、また、福祉的就労事業所の安定運営と機能強化を図るため、障害者優先調達推進法に基づく調達方針の運用に取り組みます。

施 策	内 容
福祉的就労の場の整備・充実	・一般企業などでの雇用が困難な障がいのある人に対して、身近な地域において就労の場を確保できるよう、障害者総合支援法に基づく就労継続支援（A型・B型）など、障がいの状況に応じた福祉的就労の場の整備・充実に努めます。
福祉的就労の場の機能強化	・福祉的就労の場となるサービス事業所における販路拡大、販売体制の充実に支援します。 ・商品開発や経営ノウハウの向上など、福祉的就労の場の機能強化について、民間企業や経済団体の協力を得ながら、取り組みを進めていきます。
障害者優先調達推進法に基づく物品などの調達	・障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労支援事業所等の受注機会の拡大を図るため、調達方針の策定と方針に即した物品などの調達、調達実績の公表に取り組みます。

（3）社会参加

意思疎通支援や外出支援などを通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。

また、障がいのある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取り組みを進めるなど、多様な市民活動の促進に努めます。

①外出支援の充実

社会参加目的などで外出する際に、介助を必要とする人が安心して外出できるよう、各種の外出支援サービスの充実を図ります。また、社会参加をより一層促進するため、自動車改造費の助成などの支援を行います。

施策	内容
外出支援サービスの充実	・同行援護や行動援護など自立支援給付によるサービス、地域生活支援事業における移動支援事業、民間団体が実施する移送サービス（福祉有償運送）など、障がいのある人の移動を支援するための事業・サービスの望ましいあり方について検討を進めるとともに、重層的なサービス提供に努めます。

②意思疎通支援の推進

障がいのある人が多くの人々と円滑にコミュニケーションが行えるよう、手話通訳者や要約筆記者などの派遣を行います。

施策	内容
手話通訳者・要約筆記者の派遣	・聴覚障がいや音声・言語機能に障がいのある人が社会生活を送る上でコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、関係団体の協力のもと、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
各種奉仕員の養成促進	・府や関係団体などと連携し、障がいのある人のコミュニケーションを支援する点訳奉仕員、音訳奉仕員、手話奉仕員、要約筆記者などの養成を促進します。
点字刊行物などの発行	・視覚障がいのある人のために、点字や音声による広報、計画書の発行などを進めます。

③スポーツ・文化活動等の振興

障がいのある人がスポーツ・文化活動などを通じて社会に参加し、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図れるよう、活動への参加を促進します。

施策	内容
スポーツ活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、各種イベント・スポーツ大会の情報提供に努め、参加促進を図ります。 ・障がいのある人と障がいのない人の交流を深めるため、すべての人が一緒に親しめる身近なスポーツ活動の振興を図ります。
文化・芸術活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の文化・芸術活動の振興に向けて、活動機会や発表の場の充実に努めます。 ・市内で開催されるイベントなどの際に障がいのある人の作品を展示するなど、様々な機会を通じて発表の場の充実に努めます。

④社会参加の促進

政策決定の場や、地域社会におけるコミュニティ活動、まちづくりなどに、障がいのある人や家族が参画しやすい環境づくりに、当事者団体・事業者とともに努めます。

施策	内容
政策・方針検討の場への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会や委員会など、政策・方針検討の場への障がいのある人の積極的な参画を図ります。 ・今後進める新たな施策・事業などについて、障がいのある人やその家族の意見が反映できるような体制づくりを検討します。
障がい者団体の活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体や家族会による自主的な活動を支援するとともに、これらの団体への障がいのある人や家族の加入促進を図ります。 ・障がいの種別を超えた団体相互の交流や障がいのある人と障がいのない人の交流を促進し、団体運営を支援するなど、団体活動の育成・活性化を図ります。 ・障がいのある人や家族が周辺地域や市内外の障がい者団体の行事・会合などに参加し、活動の輪を広げて活躍できるよう支援していきます。

第5章 障がい福祉サービス等の内容と見込み

1 第5期障害福祉計画

第5期障害福祉計画は、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容と見込量等を定めるものです。計画は、障がいのある人へのアンケート調査や関係団体とのワーキング（聞き取り調査）の結果を踏まえるとともに、大阪府との協議の上でとりまとめており、計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間となります。

（1）成果目標の設定

国が平成29年（2017年）3月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、大阪府が平成29年（2017年）11月に示した「第5期市町村障がい福祉計画及び第1期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」に基づき、障害福祉計画における成果目標を次のように設定します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

区分	目標	備考
平成32年度（2020年度）末の地域移行者数	7人	<u>国・大阪府の考え方</u> ・平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者の9%以上が地域移行する <u>本市における設定方法</u> ・平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数 73人×9%=7人
平成32年度（2020年度）末の施設入所者数（削減数）	72人 (1人)	<u>国・大阪府の考え方</u> ・平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数から2%削減する <u>本市における設定方法</u> ・平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数 73人×98%=72人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区 分	目 標	備 考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	<u>国・大阪府の考え方</u> ・平成32年度(2020年度)末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、設置に取り組む

③障がい者の地域生活の支援

区 分	目 標	備 考
地域生活支援拠点等の整備	整備	<u>国・大阪府の考え方</u> ・平成32年度(2020年度)末までに各市町村または各圏域に整備する <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、面的体制整備に取り組む

※グループホームや利用定員30名程度の小規模な障がい者支援施設に地域相談支援、地域生活支援事業を活用した地域支援機能を付加して、各種相談や緊急時の受入対応体制の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う施設もしくは、拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的な体制」等を想定しています。

④福祉施設から一般就労への移行等

区 分	目 標	備 考
平成32年度(2020年度)中の福祉施設から一般就労への移行	21人	<u>国の考え方</u> ・福祉施設からの一般就労者数を平成28年度(2016年度)実績の1.5倍以上とする <u>大阪府の考え方</u> ・福祉施設(就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護)を通じて一般就労に移行する方を平成28年度(2016年度)実績の1.3倍以上(府全体で1,700人)とする <u>本市における設定方法</u> ・平成28年度(2016年度)の一般就労への移行者数 15人×1.4=21人
平成32年度(2020年度)末の就労移行支援事業の利用者数	32人	<u>国・大阪府の考え方</u> ・就労移行支援事業利用者を平成28年度(2016年度)末から2割以上増加させる <u>本市における設定方法</u> ・平成28年度(2016年度)の就労移行支援事業利用者 26人×1.2=32人(切り上げ)
平成32年度(2020年度)末の就労移行支援事業所ごとの就労移行率	5割	<u>国・大阪府の考え方</u> ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上 <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い設定する
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	8割	<u>国・大阪府の考え方</u> ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上 <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い設定する
平成32年度(2020年度)の就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	15,391円	<u>大阪府の考え方</u> ・個々の就労継続支援(B型)事業所において設定された平成32年度(2020年度)の目標工賃を踏まえて目標額を設定する <u>本市における設定方法</u> ・府の方向性に従い設定する

(2) 障がい福祉サービスの見込量

①訪問系サービス及び短期入所

これまでの利用実績から利用者数の増減と利用者一人あたりの平均利用時間・日数を求めるとともに、入所施設や精神科病院から地域へ移行する人、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数などを加味し、サービス見込量を算出しています。

《居宅介護》

障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 29年度	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
居宅介護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	71	71	73	75	77	79
		知的障がい者	34	41	46	51	56	61
		精神障がい者	62	70	73	76	79	82
		障がい児	18	15	15	18	17	17
		計	185	197	207	220	229	239
	利用時間総数 [時間/月]	身体障がい者	2,730	2,672	2,600	3,051	3,133	3,214
		知的障がい者	715	772	810	965	1,060	1,154
		精神障がい者	721	950	1,100	1,145	1,190	1,235
		障がい児	470	324	250	512	483	483
		計	4,636	4,718	4,760	5,673	5,866	6,086

《重度訪問介護》

重度の肢体不自由、または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込	見込量		
			平成27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
重度訪問介護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	4	3	5	5	6	6
		知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	0	1	0	0	0	0
		計	4	4	5	5	6	6
	利用時間総数 [時間/月]	身体障がい者	1,613	1,591	1,700	1,888	2,265	2,265
		知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	0	90	0	0	0	0
		計	1,613	1,681	1,700	1,888	2,265	2,265

《同行援護》

重度の視覚障がいのある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込	見込量		
			平成27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
同行援護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	29	27	27	27	28	29
		障がい児	0	1	1	1	1	1
		計	29	28	28	28	29	30
	利用時間総数 [時間/月]	身体障がい者	609	639	665	680	685	690
		障がい児	0	18	15	5	5	5
		計	609	657	680	685	690	695

《行動援護》

知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込	見込量		
			平成27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
行動援護	利用者数 [人/月]	知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0
	利用時間総数 [時間/月]	知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0

《重度障がい者等包括支援》

障がい支援区分6（児童については区分6に相当する心身の状態）で意思の疎通に著しい困難をとまなう人に対して、居宅介護等の複数サービスを包括的にを行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込	見込量		
			平成27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
重度障がい者 等包括支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	0	0	0	0	0	0
		知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0
	利用時間総数 [時間/月]	身体障がい者	0	0	0	0	0	0
		知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0

《短期入所》

居宅で介護する人が病気等の理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込	見込量		
			平成 27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
短期入所	利用者数 [人/月]	身体障がい者	3	4	8	8	8	8
		知的障がい者	26	25	28	28	30	31
		精神障がい者	1	1	1	1	2	2
		障がい児	3	3	5	5	5	5
		計	33	33	42	42	45	46
	利用日数 (泊数)総数 [人日分/月]	身体障がい者	10	19	51	51	51	51
		知的障がい者	221	179	182	195	209	216
		精神障がい者	4	7	3	3	6	6
		障がい児	10	17	27	38	38	38
		計	245	222	263	287	304	311

②日中活動系サービス

これまでの利用実績から利用者数の増減と利用者一人あたりの平均利用日数を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数、サービス事業所の定員などを加味し、サービス見込量を算出しています。

《生活介護》

常時介護が必要であり、障がい支援区分3以上である人及び50歳以上で障がい支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 29年度	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
生活介護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	49	51	51	54	57	60
		知的障がい者	147	154	158	165	170	175
		精神障がい者	34	33	40	42	45	48
		計	230	238	249	261	272	283
	利用日数総数 [人日分/月]	身体障がい者	950	929	942	973	1,027	1,081
		知的障がい者	3,026	3,027	3,105	3,232	3,329	3,427
		精神障がい者	340	329	356	414	443	473
		計	4,316	4,285	4,403	4,619	4,799	4,981

《自立訓練（機能訓練・生活訓練）》

機能訓練は、生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上に必要なリハビリ等の訓練を行います。

生活訓練は、生活を営むうえで生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な入浴、排せつ、食事等の訓練を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込	見込量		
			平成27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
自立訓練	利用者数 [人/月]	身体障がい者	1	1	1	2	4	6
		知的障がい者	0	3	5	6	6	7
		精神障がい者	4	2	5	6	7	7
		計	5	6	11	14	17	20
	利用日数総数 [人日分/月]	身体障がい者	23	20	19	32	65	97
		知的障がい者	0	58	101	121	121	141
		精神障がい者	61	15	116	139	162	162
		計	84	93	236	292	348	400

《就労移行支援》

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込	見込量		
			平成27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
就労移行支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	3	3	3	3	3	4
		知的障がい者	6	8	9	9	11	12
		精神障がい者	15	14	14	14	15	16
		計	24	25	26	26	29	32
	利用日数総数 [人日分/月]	身体障がい者	55	50	42	55	55	73
		知的障がい者	109	153	163	176	215	234
		精神障がい者	252	230	218	238	255	272
		計	416	433	423	469	525	579

《就労継続支援（A型）》

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込	見込量		
			平成27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
就労継続支援 (A型)	利用者数 [人/月]	身体障がい者	5	5	8	9	11	12
		知的障がい者	5	8	14	16	18	21
		精神障がい者	9	15	23	27	31	35
		計	19	28	45	52	60	68
	利用日数総数 [人日/月]	身体障がい者	105	102	141	189	231	252
		知的障がい者	94	162	282	304	342	399
		精神障がい者	182	261	465	473	543	613
		計	381	525	888	966	1,116	1,264

《就労継続支援（B型）》

企業等や就労継続支援（A型）での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込	見込量		
			平成27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
就労継続支援 (B型)	利用者数 [人/月]	身体障がい者	11	10	9	9	9	10
		知的障がい者	48	50	49	51	53	55
		精神障がい者	43	41	42	44	46	49
		計	102	101	100	104	108	114
	利用日数総数 [人日/月]	身体障がい者	187	165	161	161	161	178
		知的障がい者	901	901	937	975	1,013	1,051
		精神障がい者	482	427	463	493	515	549
		計	1,570	1,493	1,561	1,629	1,689	1,778

《療養介護》

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障がい支援区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込	見込量		
			平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
療養介護	利用者数 [人/月]	障がい者	12	11	11	11	11	11

《就労定着支援》

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込	見込量		
			平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労定着支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	—	—	—	0	1	2
		知的障がい者	—	—	—	0	1	2
		精神障がい者	—	—	—	0	1	2
		計	—	—	—	0	3	6

③居住系サービス

これまでの利用実績から利用者数の増減を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数、事業所の定員増、開設予定などを加味し、サービス見込量を算出しています。

《共同生活援助（グループホーム）》

就労や生活介護または就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

【見込み】

（月平均あたり）

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 29年度	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
共同生活援助	利用者数 [人/月]	身体障がい者	7	6	5	5	6	7
		知的障がい者	57	65	69	73	77	81
		精神障がい者	11	10	12	13	14	15
		計	75	81	86	91	97	103

《施設入所支援》

生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込み】

（月平均あたり）

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 29年度	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
施設入所支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	32	30	30	30	30	29
		知的障がい者	45	43	43	43	43	42
		精神障がい者	0	0	1	1	1	1
		計	77	73	74	74	74	72

《自立生活援助》

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績			実績見込		
			平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	利用者数 [人/月]	身体障がい者	—	—	—	0	1	1
		知的障がい者	—	—	—	0	1	1
		精神障がい者	—	—	—	0	1	1
		計	—	—	—	0	3	3

④相談支援

《計画相談支援》

指定特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が少なくとも年1回は継続サービス利用支援を行い、サービスが適当かを検討（モニタリング）します。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込	見込量		
			平成27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
計画相談支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	7	8	7	8	10	11
		知的障がい者	14	22	21	25	29	34
		精神障がい者	13	16	23	28	32	37
		障がい児	1	5	1	1	1	2
		計	35	51	52	62	72	84

《地域移行支援》

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込	見込量		
			平成27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
地域移行支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	0	0	0	0	0	0
		知的障がい者	0	0	0	0	1	2
		精神障がい者	2	1	1	1	2	3
		計	2	1	1	1	3	5

《地域定着支援》

居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対し、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

近年の利用状況、入所施設等から地域へ移行する人などを加味し、サービス見込量を算出しています。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 29年度	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
地域定着支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	0	0	0	0	0	0
		知的障がい者	0	0	0	0	0	1
		精神障がい者	1	2	2	2	2	3
		計	1	2	2	2	2	4

(3) 地域生活支援事業の見込量

① 必須事業

《理解促進研修・啓発事業》

障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくするため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

【見込み】

サービス名	実績		実績見込	事業見込		
	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

《自発的活動支援事業》

障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。

【見込み】

サービス名	実績		実績見込	事業見込		
	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

《相談支援事業》

障がいのある人や家族の相談に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助を行います。

〈障がい者相談支援事業〉

障がいのある人の就労、生活支援等の問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

〈基幹相談支援センター〉

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人に対する総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業所に対する専門的な指導助言を行います。

〈基幹相談支援センター等機能強化事業〉

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を基幹相談支援センターに配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

〈住宅入居等支援事業〉

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

【見込み】

サービス名	実績		実績見込	事業見込		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障がい者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所
基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施予定

《成年後見制度利用支援事業》

判断が不十分な知的障がいや精神障がいのある人で、申立てをする親族がいない場合、審判開始の申立て等、成年後見制度の利用を支援します。

【見込み】

サービス名	実績		実績見込	見込量		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見制度利用支援事業	3人	3人	3人	4人	5人	6人

《成年後見制度法人後見支援事業》

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図るものです。

本市としても市民後見人の育成、法人後見事業の実施に向けて、大阪府や社会福祉協議会をはじめ関係機関とともに体制整備に努めます。

【見込み】

サービス名	実績		実績見込	事業見込		
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施予定

《意思疎通支援事業》

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

【見込み】

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者派遣事業	実利用見込み件数[件]	217	174	142	150	150	150
	実利用見込み時間[時間]	384	315	276	280	280	280
要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数[件]	114	130	126	126	127	127
	実利用見込み時間[時間]	226	262	228	230	235	235
手話通訳者設置事業	実設置見込み者数[人]	3	3	2	2	2	2

《手話奉仕員養成研修事業》

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した、ボランティアの養成研修を行います。

【見込み】

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)[人]	25	12	12	12	12	12

《日常生活用具給付等事業》

重度障がい者(児)の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

【見込み】

サービス名	単位	実績		実績見込 29年度	見込量		
		平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
介護・訓練支援用具	件	6	7	10	10	10	10
自立生活支援用具	件	9	13	15	15	15	15
在宅療養等支援用具	件	18	16	20	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	件	15	21	25	27	29	32
排せつ管理支援用具	件	1,939	1,934	1,950	1,966	1,982	1,999
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	0	1	1	1	1

《移動支援事業》

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【見込み】

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 29年度	見込量		
			平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
移動支援事業	利用者数 [人]	身体障がい者	44	46	51	54	57	61
		知的障がい者	146	156	156	163	170	178
		精神障がい者	18	19	24	26	28	30
		障がい児	73	68	66	66	68	70
		計	281	289	297	309	323	339
	年間延時間 [時間]	身体障がい者	9,368	9,233	9,288	10,791	11,391	12,190
		知的障がい者	36,036	39,121	39,036	40,762	42,513	44,513
		精神障がい者	2,174	2,714	2,472	3,464	3,731	3,997
		障がい児	19,705	17,614	16,080	16,863	17,374	17,885
		計	67,283	68,682	66,876	71,880	75,009	78,585

《地域活動支援センター》

障がいのある人に創作的活動または生産活動の機会を提供することにより、社会との交流の促進等を行い自立した生活を支援するもので、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

【見込み】

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センター	設置箇所数 [か所]	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 [人]	183	193	203	212	221	231

②その他事業

《身体障がい者移動入浴事業》

在宅で生活している重度の身体障がいのある人で、住居において家族のみでは入浴が困難な人を対象に、居宅を訪問して入浴の介護を行います。

《日中一時支援事業》

障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図るために、市内の障がい者福祉施設で、日中における見守りや社会に適應するための日常的な訓練等必要な支援を行います。

《社会参加促進事業》

障がいのある人の社会参加を促進することを目的に、障がい者団体の野外活動等の支援を行います。

【見込み】

サービス名	単位	実績		実績見込 29年度	見込量		
		平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
身体障がい者 移動入浴事業	実人数 [人]	4	4	4	4	4	4
	延べ回数 [回]	187	170	170	170	170	170
日中一時支援 事業	実人数 [人]	84	78	80	80	80	80
	延べ回数 [回]	4,082	4,092	4,100	4,100	4,100	4,100
社会参加促進 事業	実施回数 [回]	15	15	16	16	16	16
	延べ人数 [人]	517	571	750	760	770	780

(4) サービス提供にあたっての考え方

サービスの利用を希望する障がいのある人自らが、必要とするサービスを主体的に選択することができるよう、サービス事業所への指導・監督を実施します。

また、サービス事業所が安定的に運営できるように支援するとともに、多くの民間事業者やNPO等の参入を促進します。

さらに、サービス事業所による人材の確保や資質向上を促進するなど、質の高い障がい福祉サービスの提供に努めます。

①訪問系サービス及び短期入所

居宅介護等の訪問系サービスについては、障がいのある人の意向やライフステージ等に応じて適切なサービスが提供できるよう、市内の事業所を中心とするサービス提供体制の充実に努めます。

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実を図ります。

②日中活動系サービス

生活介護と療養介護、訓練等給付における自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援の日中活動系サービスについては、多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図るとともに、サービス基盤のあり方について地域自立支援協議会等で引き続き検討を重ねます。

また、広報紙やホームページ、相談支援事業所等を通じて、利用者や家族への情報提供に努めます。

③居住系サービス

家族介護者の高齢化や親なき後も身近な地域で生活支援できるよう、共同生活援助（グループホーム）における提供体制の充実を図るとともに、運営法人等への指導・助言等に努めます。

施設入所支援については、広域的な調整のもとに、サービス提供を促進していきます。また、利用者や家族への情報提供に努めます。

④相談支援

すべてのサービス利用対象者への適切な相談支援が実施できるよう、民間事業者等の参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。また、相談支援従事者研修の受講を促進し、相談支援専門員の育成、確保に努めます。

⑤地域生活支援事業

市内におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、事業の計画的・効果的な実施に努めます。

基幹相談支援センター「あおぞら」を中心とした相談支援体制の強化に引き続き努めるとともに、地域自立支援協議会を充実・強化すること等により関係機関との連携強化を図り、困難事例や権利擁護、地域移行への対応等、総合的な相談支援に努めます。

移動支援事業については、サービス提供体制の充実に向けて、今後とも事業者におけるヘルパーの確保、資質の向上に努め、また、サービスの利用にあたっては、事業者の中から利用者が選択できる仕組みを継続していきます。

地域活動支援センターについては、事業者とともに引き続き事業の強化に努めます。

2 第1期障害児福祉計画

第1期障害児福祉計画は、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容と見込量等を定めるものです。計画は、障がいのある人へのアンケート調査や関係団体とのワーキング（聞き取り調査）の結果を踏まえるとともに、大阪府との協議の上でとりまとめており、計画の期間は、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの3年間となります。

また、計画は、「池田市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年(2015年)3月策定）との整合を図り、策定しています。

(1) 成果目標の設定

国が平成29年(2017年)3月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、大阪府が平成29年(2017年)11月に示した「第5期市町村障がい福祉計画及び第1期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」に基づき、障害児福祉計画における成果目標を次のように設定します。

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

成果目標	目標	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	<u>国・大阪府の考え方</u> ・平成32年度(2020年度)末までに児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する <u>本市における設定方法</u> ・本市としては設置済 (池田市立やまばと学園)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	<u>国・大阪府の考え方</u> ・平成32年度(2020年度)末までにすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する <u>本市における設定方法</u> ・本市としては構築済 (池田市立やまばと学園)

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標	目標	備考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 1か所	<u>国の考え方</u> ・平成32年度(2020年度)末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域で少なくとも1か所以上確保する <u>大阪府の考え方</u> ・府内の重症心身障がい児の方の数をもとに平成32年度(2020年度)末までの目標数を設定する <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、確保に取り組む

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

成果目標	目標	備考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	<u>国・大阪府の考え方</u> ・平成30年度(2018年度)末までに各圏域及び市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、設置に取り組む

※医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、平成30年度(2018年度)までに関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置する。

(2) 障がい児福祉サービスの見込量

①障がい児通所支援

これまでの利用実績から利用者数の増減と利用者一人あたりの平均利用日数を求めるとともに、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数、サービス事業所の定員などを加味し、サービス見込量を算出しています。

《児童発達支援》

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	実績		実績見込 29年度	見込量		
		平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
児童発達支援	利用者数 [人/月]	66	64	68	73	73	73
	利用日数総数 [人日分/月]	536	466	516	696	696	696

《医療型児童発達支援》

就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	実績		実績見込 29年度	見込量		
		平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
医療型児童発達支援	利用者数 [人/月]	9	4	4	6	6	6
	利用日数総数 [人日分/月]	40	23	35	42	42	42

《放課後等デイサービス》

就学児を対象に、学校終了後または休校日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成 27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
放課後等デイ サービス	利用者数 [人/月]	93	126	149	179	202	225
	利用日数総数 [人日分/月]	635	1,005	1,134	1,427	1,611	1,794

《保育所等訪問支援》

保育所や小学校等における児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適應できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校等を訪問し相談支援を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成 27年度	28年度		29年度	30年度	31年度
保育所等訪問 支援	利用者数 [人/月]	1	2	1	2	2	2
	訪問回数 [回/月]	1	2	1	2	2	2

《居宅訪問型児童発達支援》

重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	実績		実績見込 29年度	見込量		
		平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 [人/月]	—	—	—	3	3	3
	訪問回数 [回/月]	—	—	—	3	3	3

②障がい児相談支援

障がい児福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用する障がいのある児童に対し、支給決定時において、障がい児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

【見込み】

(月平均あたり)

サービス名	単位	実績		実績見込 29年度	見込量		
		平成 27年度	28年度		30年度	31年度	32年度
障がい児相談支援	利用者数 [人/月]	2	4	4	6	7	8

(3) 障がい児の受け入れに関する定量的な目標の設定

本市では、平成27年(2015年)3月に策定した「池田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、公私立保育所・認定こども園における障がい児保育の充実、留守家庭児童会における障がい児を含めた受け入れ体制の充実に努めており、第1期障害児福祉計画の期間中の障がい児の受け入れに関する定量的な目標については、次のように設定します。

種 別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	定量的な目標（見込み）（人）		
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
保育所・認定こども園	60人	60人	60人	60人
留守家庭児童会	45人	44人	44人	42人

〔参考〕子ども・子育て支援事業計画における定量的な見込み

「池田市子ども・子育て支援事業計画」において掲げた幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援に関する定量的な見込みのうち、本計画期間内にあたる平成30年度(2018年度)、平成31年度(2019年度)の関連事業の量の見込み(障がい児を含む)は次のとおりです。

事業区分				見込量	
				平成30年度	31年度
教育・保育給付事業	幼稚園、認定こども園 (1号認定及び2号認定で幼児期の教育の利用希望が高い利用者)	3～5歳	必要利用 定員総数	1,120	1,082
	保育所、認定こども園 (2号認定)	〃	〃	804	777
	保育所、認定こども園、小規模保育等(3号認定)	0歳	〃	139	135
1・2歳		〃	404	390	
地域子育て支援拠点事業			利用延人員	48,564	46,932
乳児家庭全戸訪問事業			訪問対象 児童数	678	658
養育支援訪問事業			支援対象 児童数	85	82
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)			利用児童数 ×泊	33	32
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)		就学前児童	利用延人員	2,754	2,695
		小学校児童	〃	443	430
一時預かり事業	幼稚園在園児を対象とした一時預かり (幼稚園型)		〃	2,132	2,035
	幼稚園型以外の一時預かり(保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点等での預かり)		〃	10,898	10,486
時間外保育事業(延長保育事業)			利用実人員	291	280
放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)		低学年時	〃	653	645
		高学年時	〃	165	165

(4) サービス提供にあたっての考え方

障がい児通所支援については、サービス利用者への必要な情報提供等に努めるとともに、地域における身近な療育の場として引き続き多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。また、障がいのある児童が住み慣れた地域や通い慣れた地域で活動できる場の確保に努めます。

障がい児相談支援については、計画相談支援、地域生活支援事業における障がい者(児)相談支援事業との連携、一体的な対応を図りながら、障がいのある児童やその家族を切れ目なく支えることができるよう、市内における相談支援体制の確立、相談支援専門員の育成・確保等に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

①庁内連携の強化

本計画の推進も含めて、障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、分野ごとに細分化されています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

②関係機関・団体との連携・ネットワークづくり

障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者や福祉サービス事業者による相互の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、障がい者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。また、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

③政策・方針検討の場への障がいのある人の参画促進

支え合いを大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、障がい者施策をはじめ、各分野の政策・方針を検討する各種審議会や委員会などへ障がいのある人の積極的な参画を図り、障がいのある人やその家族の視点や意見が反映できるような体制づくりを進めます。

④ 専門従事者の育成・確保

大阪府や近隣自治体、関係機関等との連携を通じて、障がい者施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。

⑤ 財源の確保

計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、市においては効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や大阪府に対し財政的措置を講じるよう要望していきます。

2 進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、市民・事業者・市の協働・連携による計画推進を図るため、障がい者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「池田市地域自立支援協議会」において計画の進捗状況等を定期的に報告するとともに、多様な媒体を通じて情報を公開し、広く市民に周知します。

あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

参 考 資 料

1 策定体制と経過

(1) 策定体制

○池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会規則

平成25年3月29日規則第14号

改正 平成29年6月28日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市附属機関条例（平成25年池田市条例第1号）第3条の規定に基づき、池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて池田市障害者計画、池田市障害福祉計画及び池田市障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しについて調査審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 障がい者団体の代表者
- (4) 障がい福祉サービスに係る事業所の代表者
- (5) 障がい福祉施策に関する関係機関の代表者

3 前項第2号に掲げる者は、公募により選考するものとする。ただし、当該手続の結果、委嘱すべき市民の決定がなされなかったときは、この限りでない。

4 前項に定めるもののほか、公募による選考に関し必要な事項は、別に定める。

5 委員の任期は、第2項の規定による委嘱の日から計画の策定又は見直しの日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

参考資料

- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、池田市保健福祉施策推進本部に対し、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に出席委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 会長は、計画の素案を作成するため、必要があると認めるときは、委員会に部会を設けることができる。

- 2 部会は、委員会の委員をもって組織し、部会に属する委員（以下「部会員」という。）は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会の部会長及び副部会長は、会長が部会員のうちから指名する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課及び子ども・健康部発達支援課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に開催される委員会の会議及び委員の任期満了に伴い新たに委嘱された委員により組織された委員会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

附 則（平成29年6月28日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

○池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	役職	機関・団体等名称
1	片山 泰一	教授	大阪大学大学院 連合小児発達学研究所
2	尾崎 剛志	教授	湊川短期大学 人間生活学科
3	藤井 貴悦	会長	池田市身体障害者福祉会
4	糸賀 怜子	会長	池田市手をつなぐ親の会
5	中井 ますみ	会長	池田市身体不自由児(者)父母の会
6	小島 薫二	会長	池田市精神障害者家族会てしま会
7	真米 功	アルパカ工房 管理者	社会福祉法人 てしま福祉会
8	板谷 実	事務局長	社会福祉法人 池田市社会福祉協議会
9	内藤 悦子	副会長	池田市民生委員児童委員協議会
10	大原 俊剛	所長	大阪府池田保健所
11	松永 和徳	次長	池田公共職業安定所
12	樋口 啓司	所長	大阪府池田子ども家庭センター
13	木村 華良		一般公募

○池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会
策定部会委員名簿

	氏名	役職	機関・団体等名称
1	片山 泰一	教授	大阪大学大学院 連合小児発達学研究所
2	真米 功	アルパカ工房 管理者	社会福祉法人 てしま福祉会
3	藤井 貴悦	会長	池田市身体障害者福祉会
4	糸賀 怜子	会長	池田市手をつなぐ親の会

(2) 計画策定の経過

年月日	内 容
平成29年(2017年) 6月30日	池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会 (第1回)
7月21日～8月10日	池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に向けたアンケート調査の実施
8月17日	池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係るワーキング(聞き取り調査)の実施
9月29日	池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会 策定部会(第1回)
11月20日	池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会 策定部会(第2回)
12月14日	池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会 (第2回)
平成30年(2018年) 1月4日～1月25日	パブリックコメントの実施
3月1日	池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会 (第3回)

2 計画策定に向けて実施した調査の主な結果

(1) 池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に向けたアンケート調査

①調査方法と回収状況

本計画の策定に向けた基礎資料とするため、市内在住の障がいのある人や介助・支援者を対象に、生活やサービス利用の状況、福祉施策に対する意識などを把握することを目的に実施しました。

調査対象	市内にお住まいの身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの人、障がい児者施設に通所するための受給者証を持っている人 1,685名（18歳以上 1,430名、18歳未満 255名）※無作為抽出
調査方法	郵便による配布・回収
調査期間	平成29年(2017年)7月21日～8月10日（9月中旬まで回収）
回収状況	有効回答数 846件（有効回答率 50.2%）

◆アンケート調査結果の見方◆

※アンケート調査結果における各設問の母数n (Number of caseの略)は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。

※複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は%です。

※クロス集計による分析のうち、障がい種別で「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」とあるものは、それぞれ次の人をさします。

身体障がい：身体障がい者手帳の所持者

知的障がい：療育手帳の所持者

精神障がい：精神障がい者保健福祉手帳の所持者及び自立支援医療（精神通院）の支給認定を受けている人

発達障がい：医師から発達障がいと診断されたり、その疑いがあるといわれたことがある人

※調査対象者には重複して障がい者手帳を所持している人も含まれるため、「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」の回答者数の計は、全体の回答者数と一致しません。

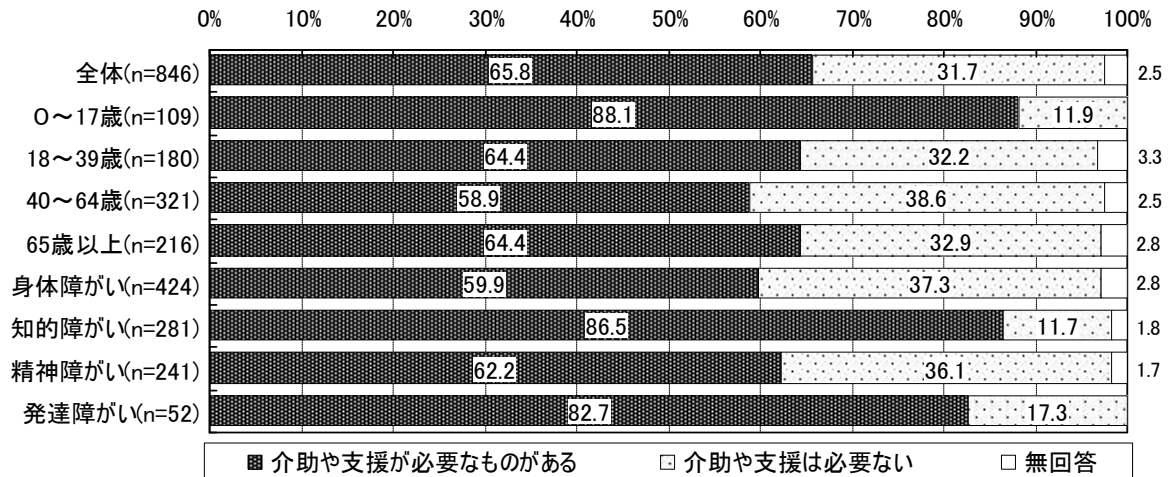
※年齢別のクロス集計結果のうち、全体の回答者数には年齢無回答の件数を含みます。

②主な集計結果

《介助・支援の状況》

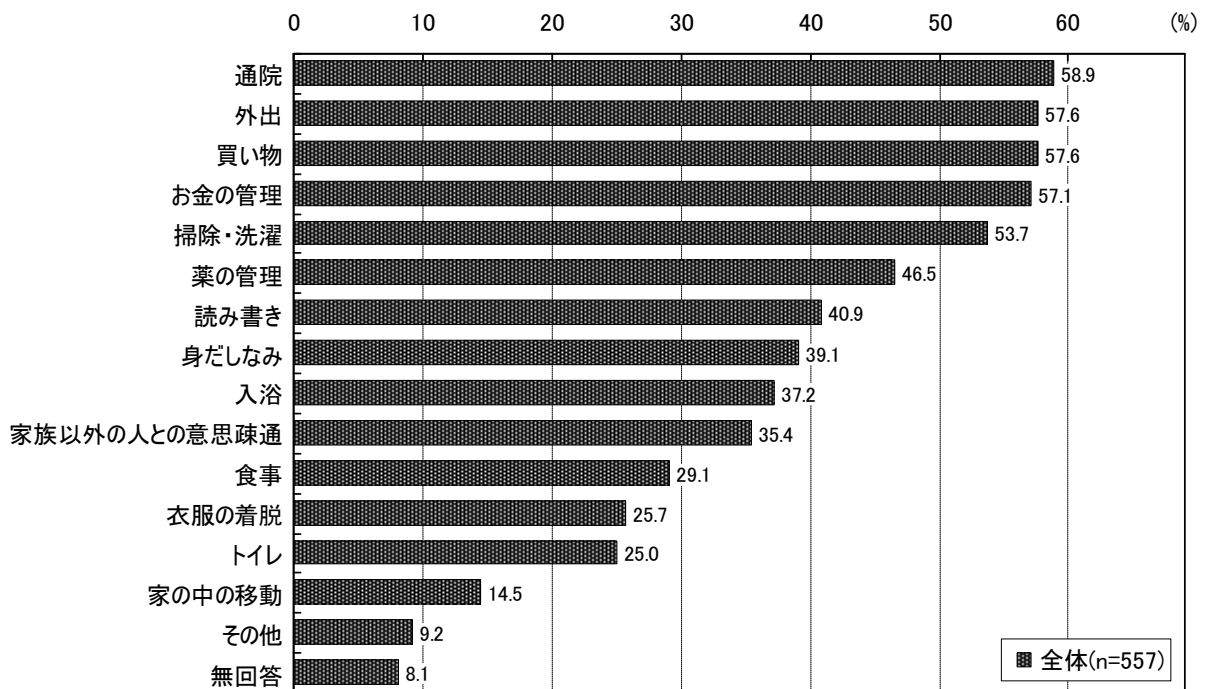
◆日ごろ生活するなかで、何らかの介助や支援（指示、声かけ、促しなども含みます）が必要ですか。

・「介助や支援が必要なものがある」という人は65.8%を占め、0～17歳の88.1%、知的障がい者の86.5%、発達障がい者の82.7%を占めています。



◆どのようなときに介助や支援が必要ですか。

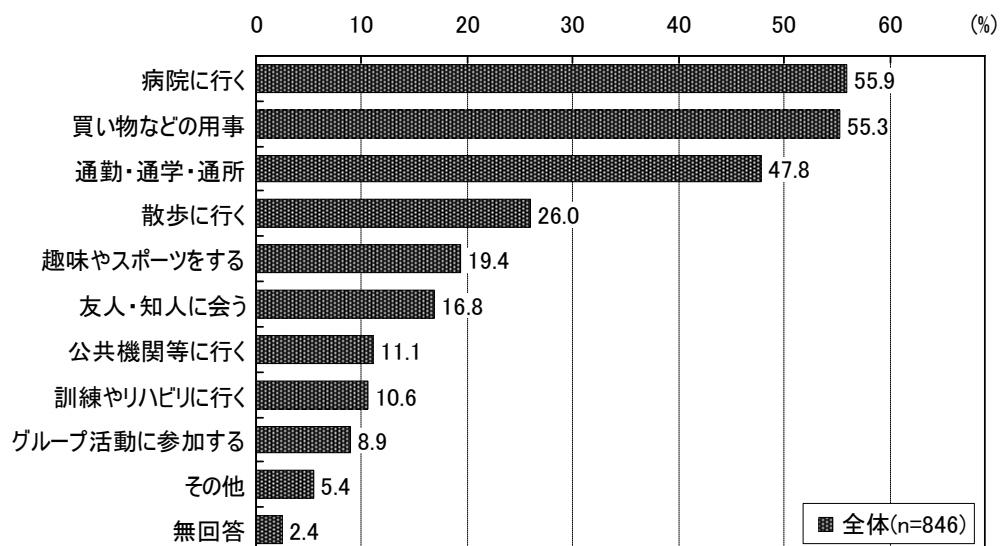
・「通院」（58.9%）、「外出」（57.6%）、「買い物」（57.6%）、「お金の管理」（57.1%）、「掃除・洗濯」（53.7%）の順で多く見られます。



《日中の活動や社会参加の状況と意識》

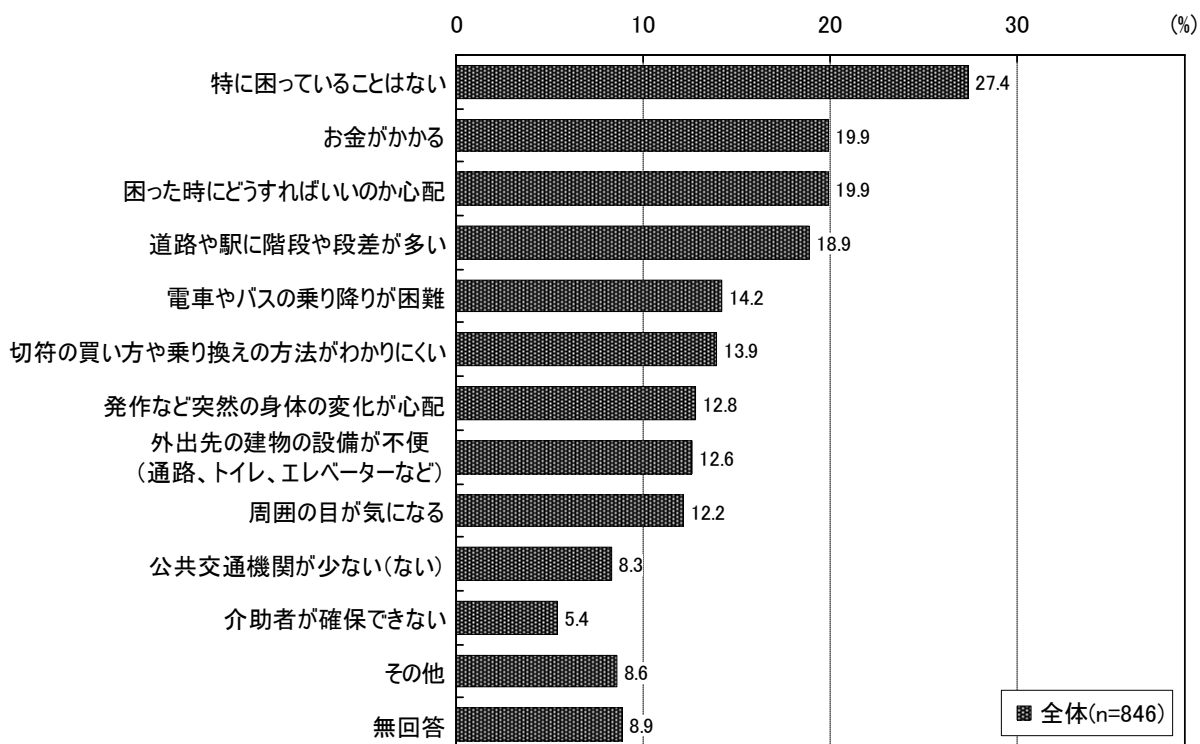
◆どのような目的で外出することが多いですか。

- ・「病院に行く」が55.9%、「買い物などの用事」が55.3%、「通勤・通学・通所」が47.8%、「散歩に行く」が26.0%となっています。



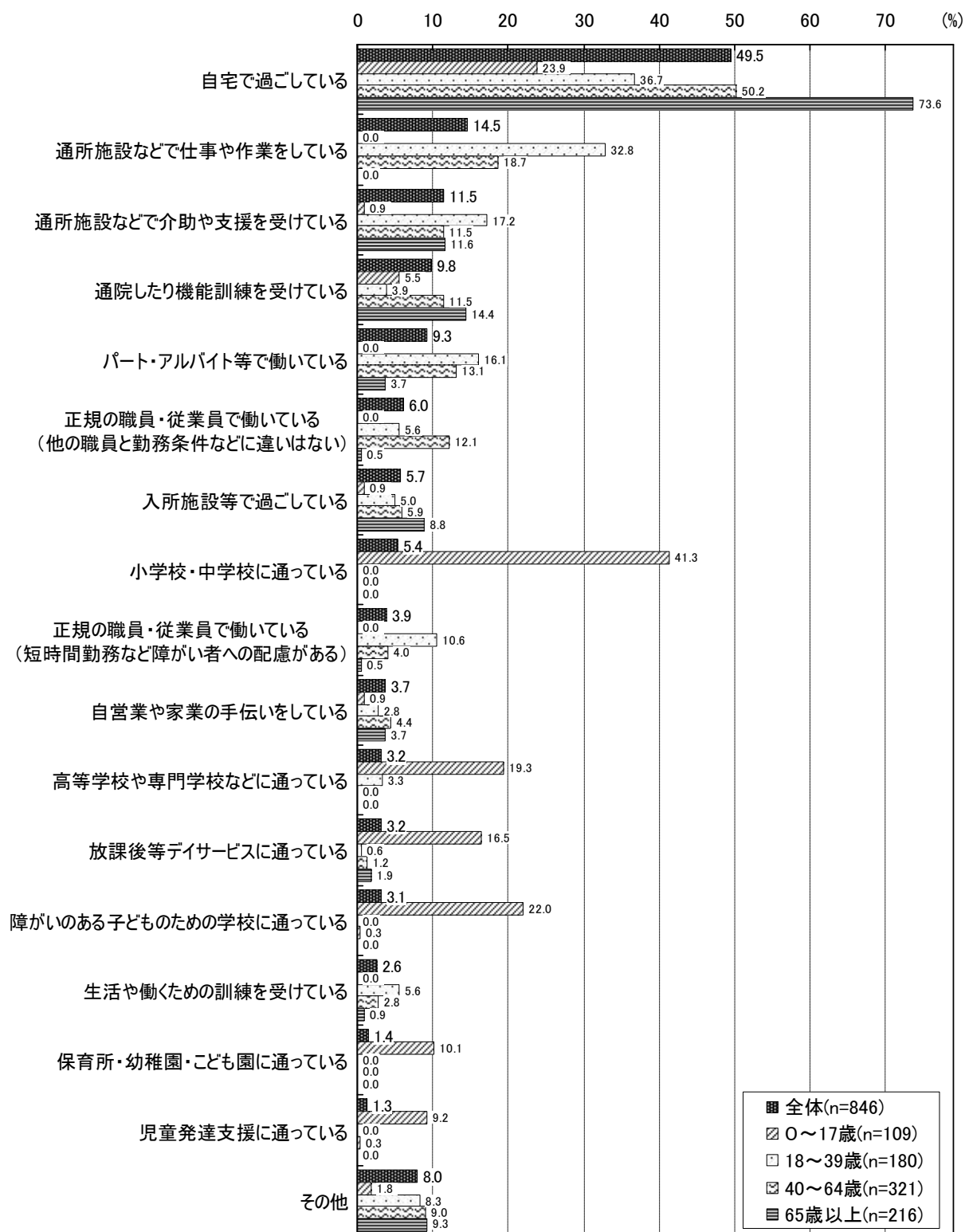
◆外出時に困ることがありますか。

- ・「特に困っていることはない」と答えた人は27.4%となっています。
- ・困っている内容としては、「お金がかかる」と「困った時にどうすればいいのか心配」がそれぞれ19.9%、「道路や駅に階段や段差が多い」が18.9%などとなっています。



◆日ごろ昼間の時間はどのように過ごしていますか。

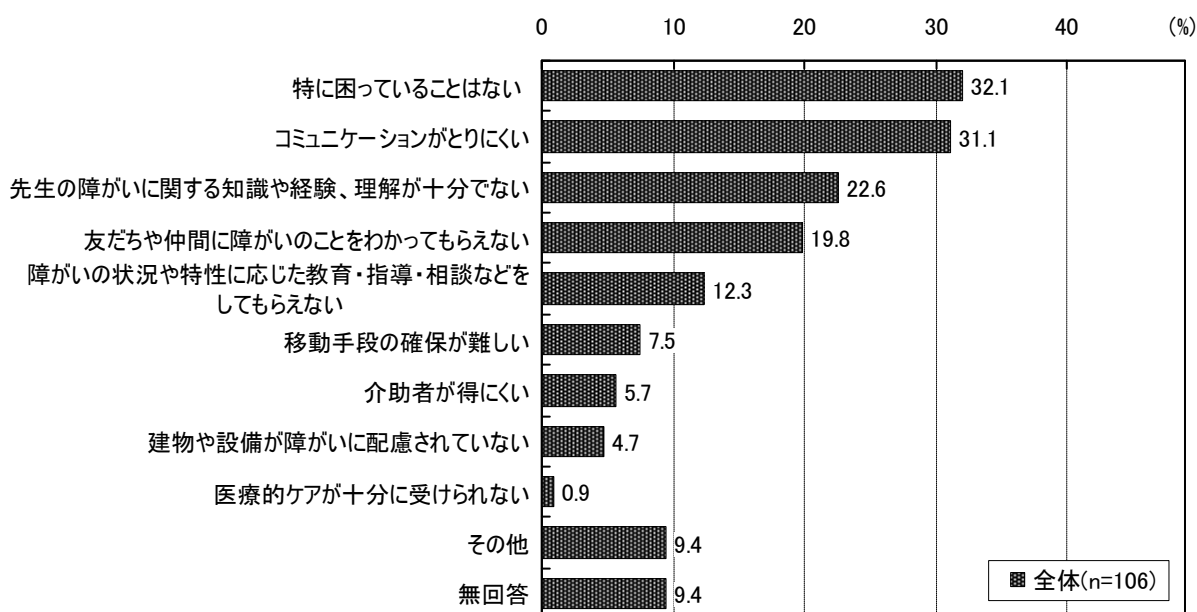
- ・「自宅で過ごしている」が49.5%、「通所施設などで仕事や作業をしている」が14.5%、「通所施設などで介助や支援を受けている」が9.8%などとなっています。
- ・福祉的就労（通所施設などで仕事や作業をしている）も含めて何らかの形で働いている人は、回答者全体の37.4%、18～39歳の67.9%、40～64歳の52.3%となっています。



《通園・通学や療育の状況と意識》

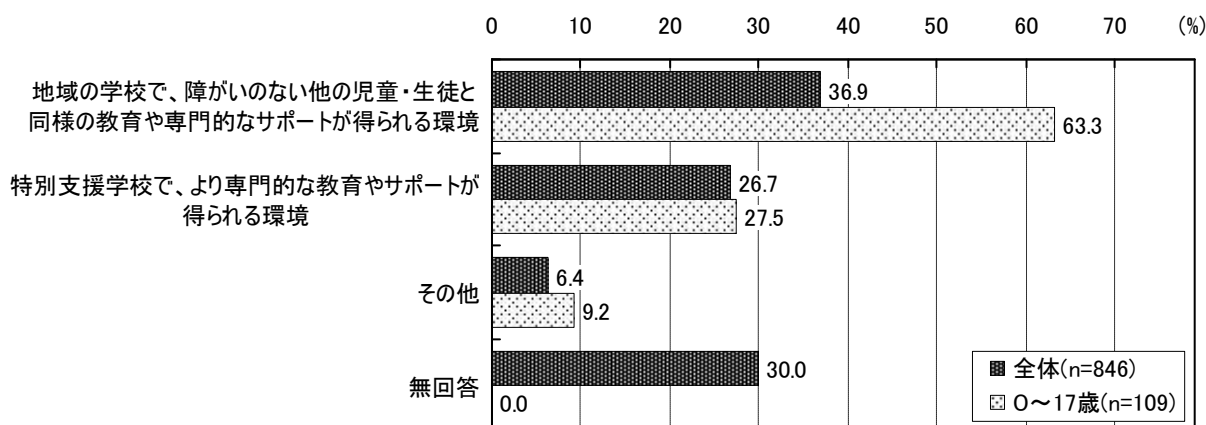
◆学校や通所支援などで困っていることがありますか。

- ・「特に困っていることはない」が32.1%となっています。
- ・困っている内容としては「コミュニケーションがとりにくい」が31.1%と最も多く、次いで「先生の障がいに関する知識や経験、理解が十分でない」が22.6%、「友だちや仲間に障がいのことをわかってもらえない」が19.8%となっています。



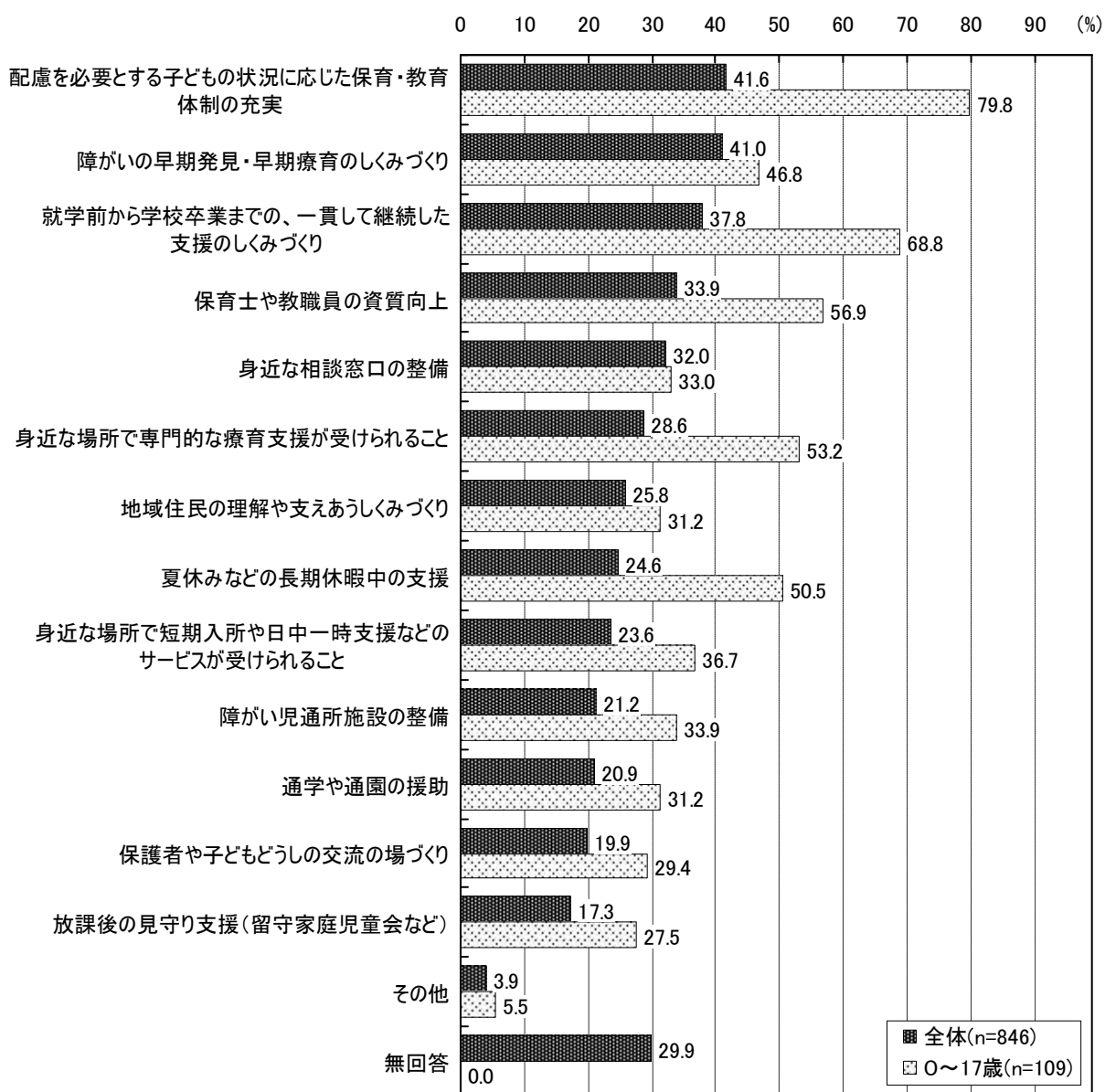
◆障がいのある子どもが学ぶ環境として、あなたが望ましいと思うものは、次のどれですか。

- ・「地域の学校で、障がいのない他の児童・生徒と同様の教育や専門的なサポートが得られる環境」が36.9%、「特別支援学校で、より専門的な教育やサポートが得られる環境」が26.7%を占めています。
- ・0～17歳に限ってみると、「地域の学校で、障がいのない他の児童・生徒と同様の教育や専門的なサポートが得られる環境」が63.3%を占めています。



◆障がいのある子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要と思うものは何ですか。

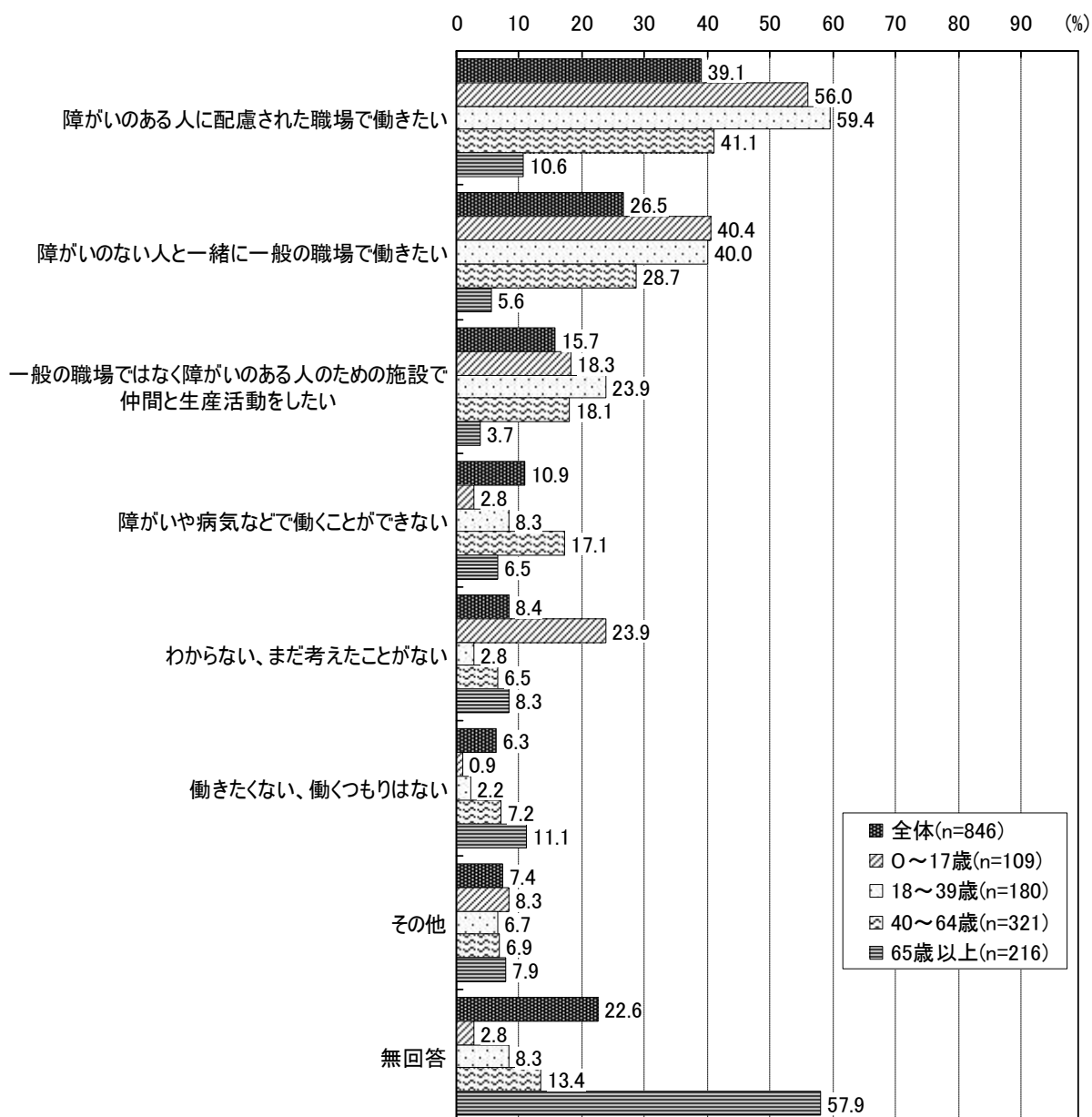
- ・「配慮を必要とする子どもの状況に応じた保育・教育体制の充実」が41.6%、「障がいの早期発見・早期療育のしくみづくり」が41.0%、「就学前から学校卒業までの、一貫して継続した支援のしくみづくり」が37.8%の順となっています。
- ・0～17歳に限ってみると、「配慮を必要とする子どもの状況に応じた保育・教育体制の充実」が79.8%と最も多く、次いで「就学前から学校卒業までの、一貫して継続した支援のしくみづくり」が68.8%、「保育士や教職員の資質向上」が56.9%、「身近な場所で専門的な療育支援が受けられること」が53.2%、「夏休みなどの長期休暇中の支援」が50.5%などとなっています。



《働くことに対する意識》

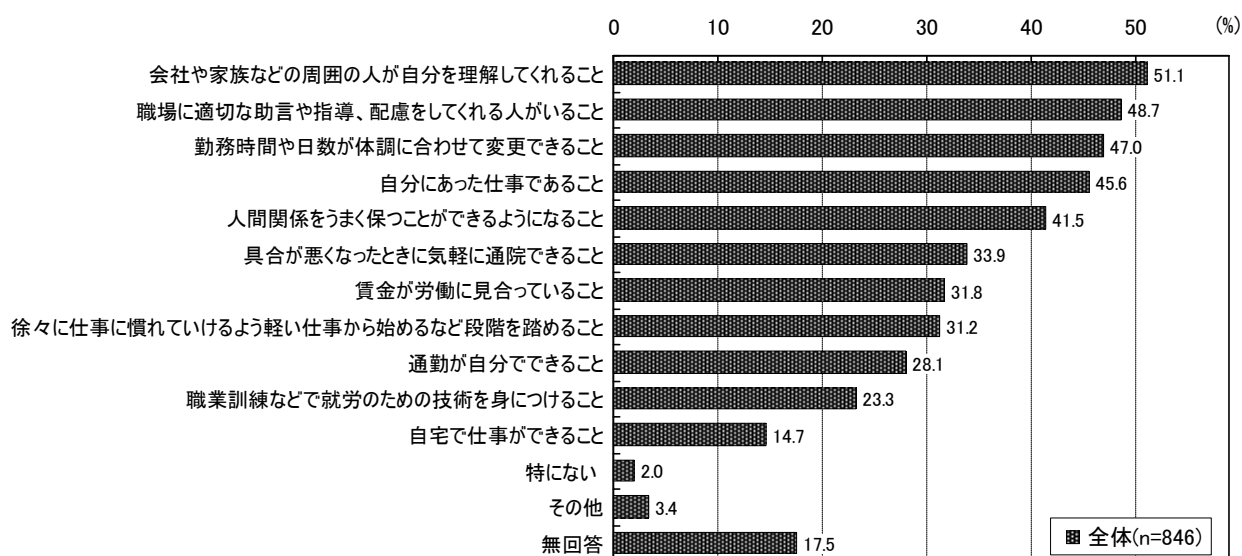
◆今後、働くことについて、どのように考えていますか。現在すでに働いている人も望ましいと思う働き方を選んでください。

- ・「障がいのある人に配慮された職場で働きたい」が39.1%、「障がいのない人と一緒に一般の職場で働きたい」が26.5%、「一般の職場ではなく障がいのある人のための施設で仲間と生産活動をしたい」が15.7%の順となっています。
- ・本人の年齢別に見ると、0～17歳の56.0%、18～39歳の59.4%が「障がいのある人に配慮された職場で働きたい」と答えています。



◆あなたは、障がいのある人が働くにあたって、どのようなことが必要だと思いますか。

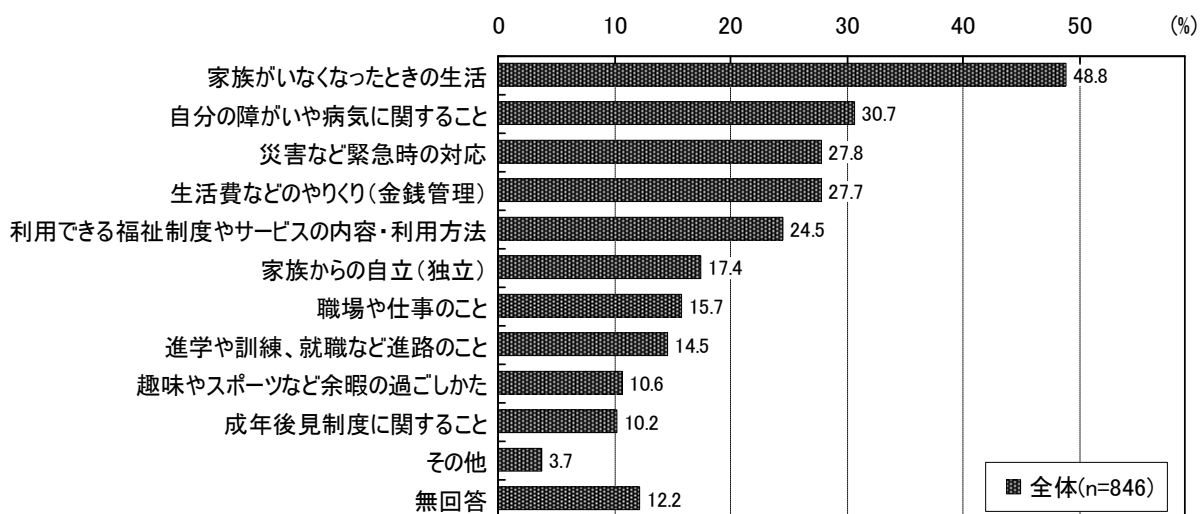
- ・「会社や家族などの周囲の人が自分を理解してくれること」が51.1%、「職場に適切な助言や指導、配慮をしてくれる人がいること」が48.7%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が47.0%、「自分にあった仕事であること」が45.6%、「人間関係をうまく保つことができるようになること」が41.5%などとなっています。



《相談の状況と支援の希望》

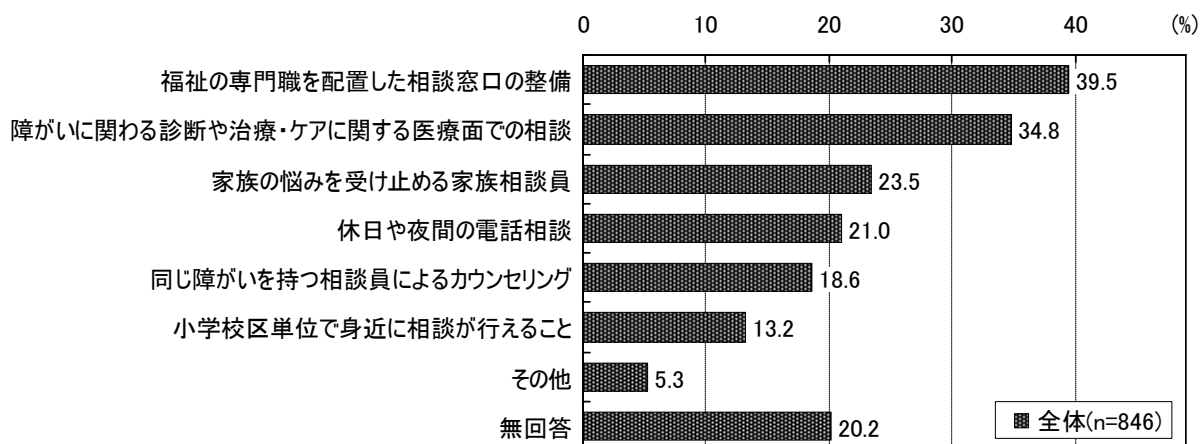
◆今、気にかかっていることはどのようなことですか。

- ・「家族がいなくなったときの生活」が48.8%と最も多く、次いで「自分の障がいや病気に関すること」が30.7%、「災害など緊急時の対応」が27.8%、「生活費などのやりくり（金銭管理）」が27.7%、「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法」が24.5%などの順となっています。



◆市内における今後の相談支援体制について、どのようなことを望みますか。

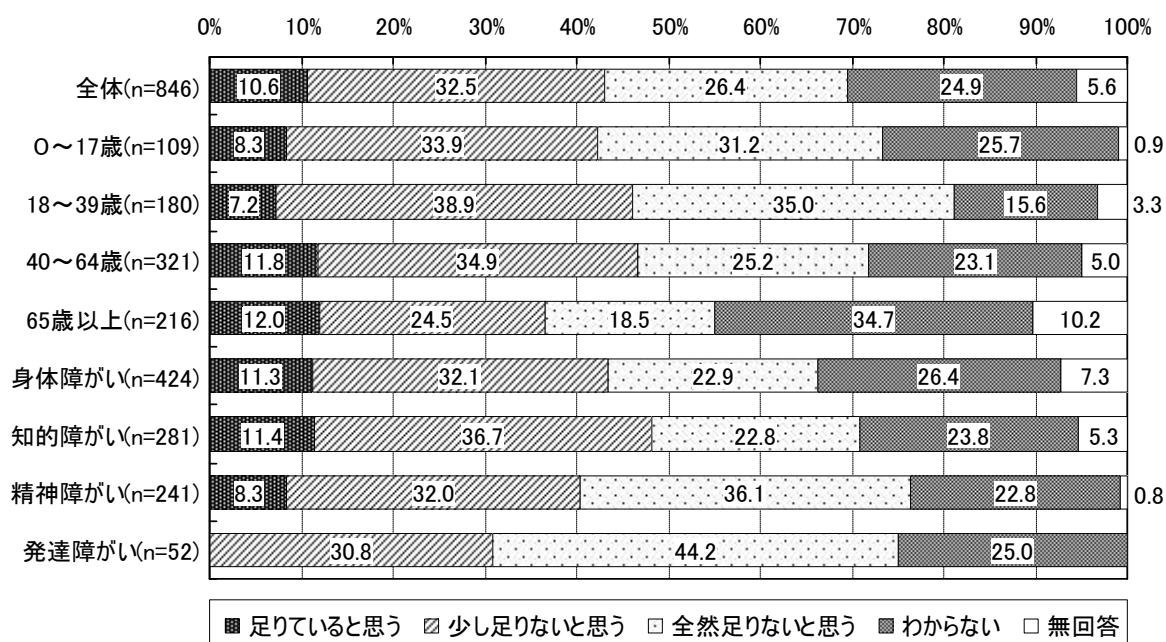
・「福祉の専門職を配置した相談窓口の整備」が39.5%と最も多く、次いで「障がいに関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」が34.8%を占めています。



《障がいのある人への理解、嫌な思いをした経験》

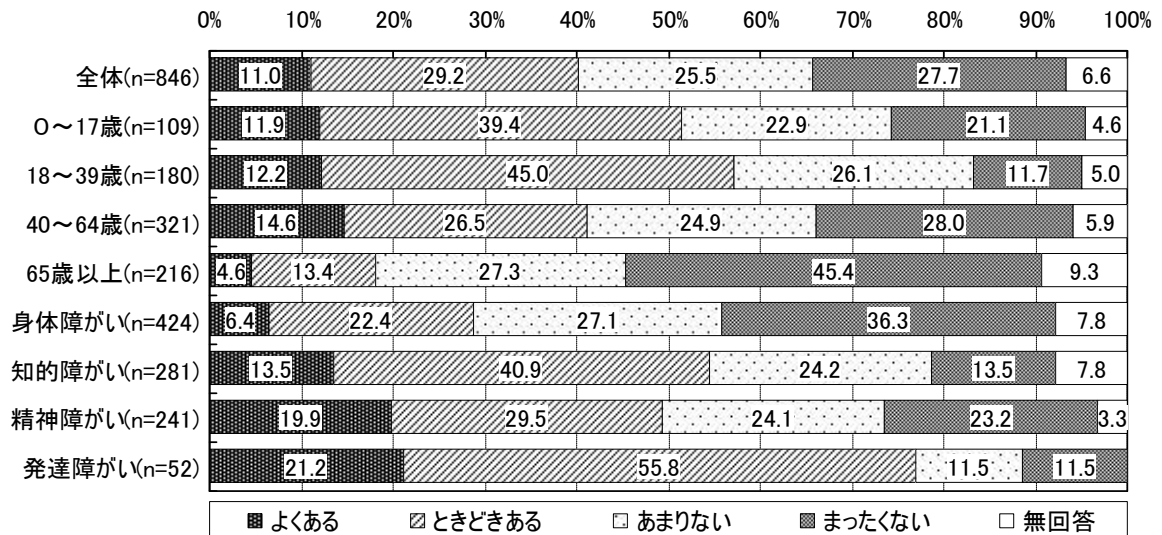
◆あなたは、普段の生活の中で、障がいのある人への対応や理解が足りていると思いますか。

・「少し足りないと思う」が32.5%、「全然足りないと思う」が26.4%「わからない」が24.9%となっています。「全然足りないと思う」人は、発達障がいや精神障がい、18～39歳の人などで多く見られます。



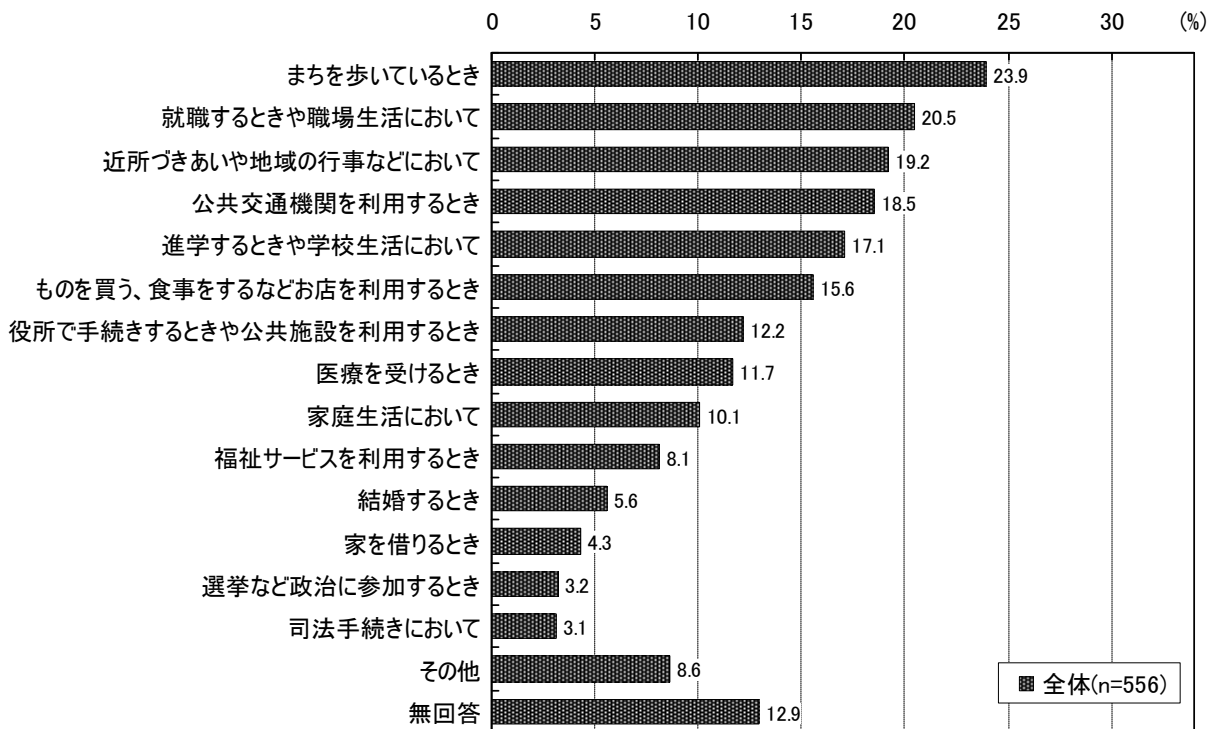
◆あなたは、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがありますか。

・「よくある」「ときどきある」「あまりない」を合わせて、差別を受けたり嫌な思いをした経験のある人は65.7%となり、属性別には0～39歳、発達障がい、知的障がい、精神障がいのある人で70%を超えています。



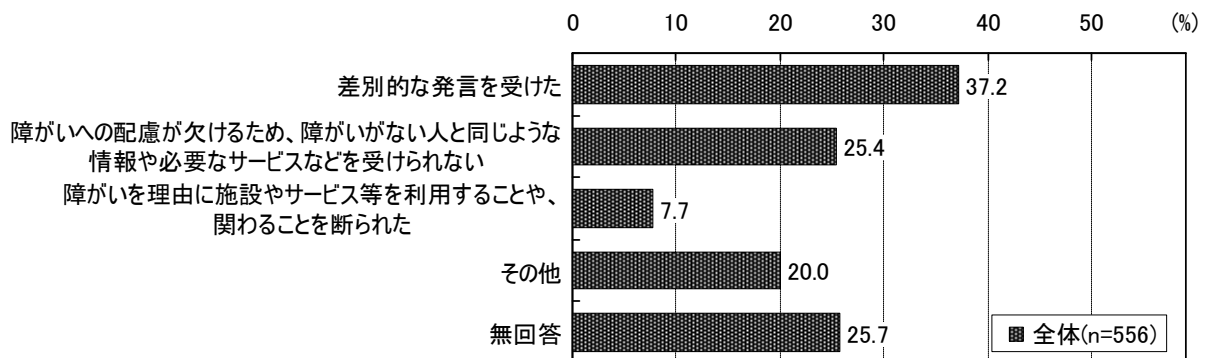
◆それ（差別を受けたり嫌な思いをしたこと）は、どのような場面ですか。

・「まちを歩いているとき」が23.9%と最も多く、次いで「就職するときや職場生活において」が20.5%、「近所づきあいや地域の行事などにおいて」が19.2%、「公共交通機関を利用するとき」が18.5%などとなっています。



◆それ（差別を受けたり嫌な思いをしたこと）は、どのような内容ですか。

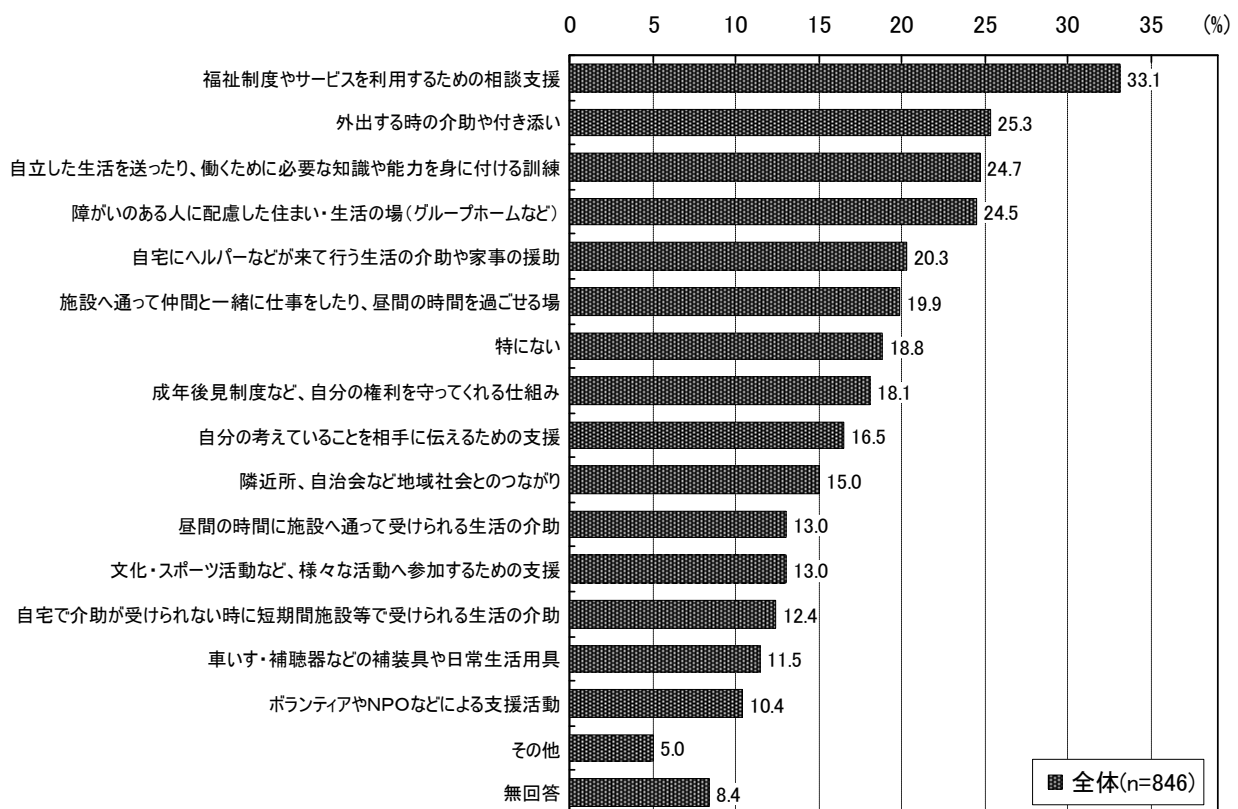
- ・「差別的な発言を受けた」が37.2%、「障がいへの配慮が欠けるため、障がいがない人と同じような情報や必要なサービスなどを受けられない」が25.4%となっています。



《支援制度・サービスに対する意識》

◆あなたが毎日の生活を送る上で、特に必要と思う制度やサービスは、次のどれですか。

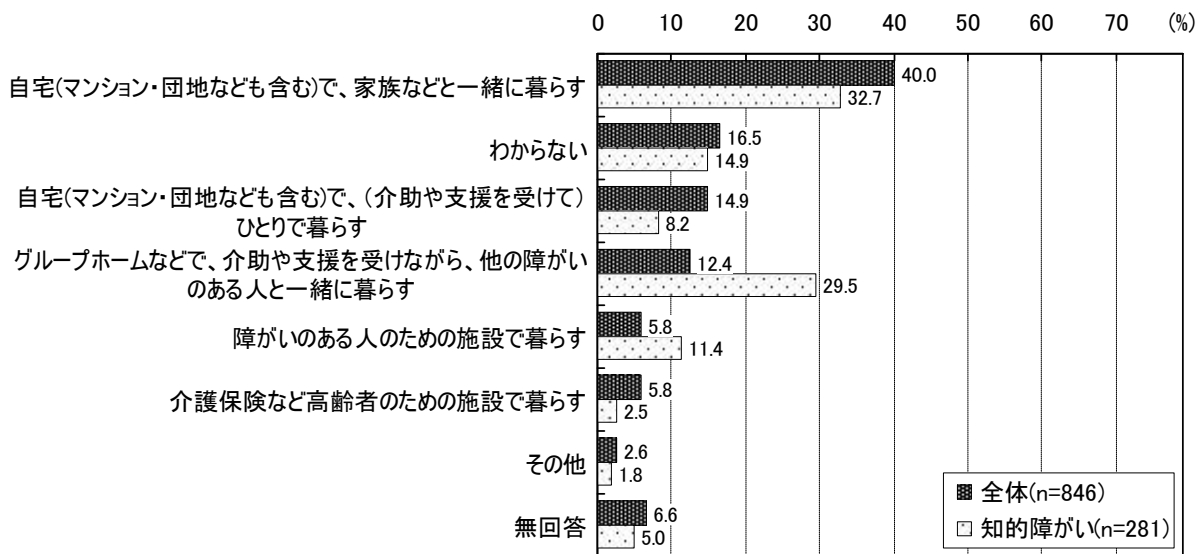
- ・「福祉制度やサービスを利用するための相談支援」が33.1%と最も多く、次いで「外出する時の介助や付き添い」が25.3%、「自立した生活を送ったり、働くために必要な知識や能力を身に付ける訓練」が24.7%、「障がいのある人に配慮した住まい・生活の場（グループホームなど）」が24.5%などとなっています。



《将来の暮らし方への意識》

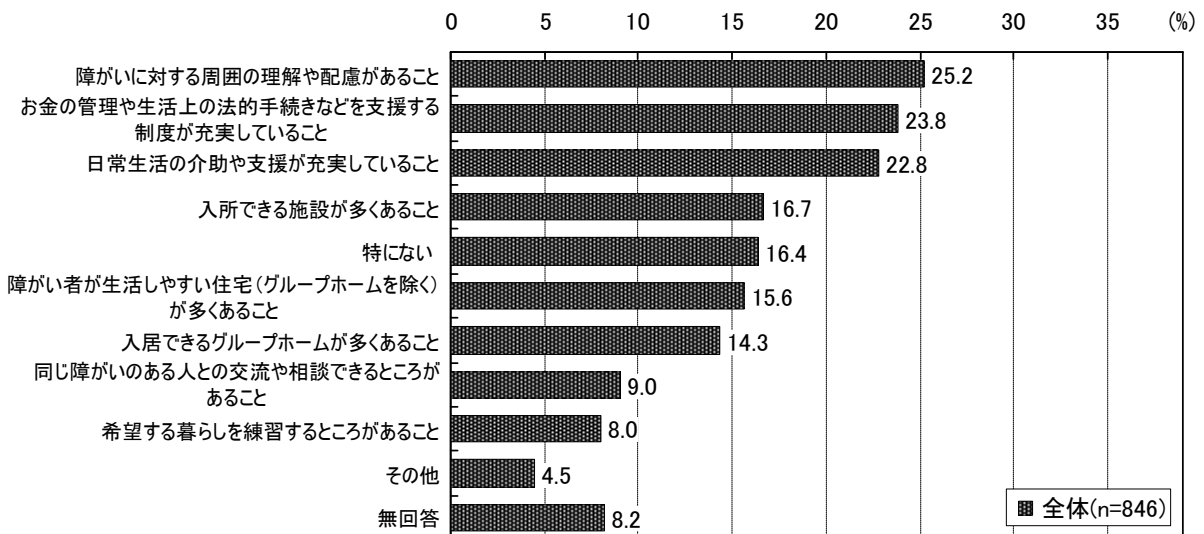
◆将来、どのような暮らしをしてみたいと思いますか。

- ・「自宅(マンション・団地なども含む)で、家族などと一緒に暮らす」が40.0%と最も多く、次いで「わからない」が16.5%、「自宅(マンション・団地なども含む)で、(介助や支援を受けて)ひとりで暮らす」が14.9%、「グループホームなどで、介助や支援を受けながら、他の障がいのある人と一緒に暮らす」が12.4%となっています。
- ・知的障がいでは「グループホームなどで、介助や支援を受けながら、他の障がいのある人と一緒に暮らす」が29.5%を占めています。



◆あなたが、希望する暮らしをするためには、何が必要ですか。

- ・「障がいに対する周囲の理解や配慮があること」が25.2%、「お金の管理や生活上の法的手続きなどを支援する制度が充実していること」が23.8%、「日常生活の介助や支援が充実していること」が22.8%などとなっています。



◆現在、あなたにとって、行政が必要かつ急いすべきと思われる取り組みはどのようなことですか。

・「年金や手当の充実」が42.0%と最も多く、次いで「相談員や相談できるところの充実」が20.2%、「障がい者への理解を深めるための学校教育」が18.0%、「障がい者への理解を深めるための市民や社会への啓発・広報活動」が17.7%などの順となっています。



(2) 池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係るワーキング

①調査の概要

計画の策定に向けて、障がい者関係団体の会員やサービス利用者が抱える課題や施策ニーズ、計画策定への意見等を把握するために実施しました。

日 時	平成29年(2017年) 8月17日(木)
場 所	池田市役所 6階 第3会議室
対 象	10時～ 池田市身体障害者福祉会 11時～ 池田市精神障害者家族会てしま会 13時～ 池田市身体不自由児(者)父母の会 14時～ 池田市手をつなぐ親の会

②主な聞き取り結果

《池田市身体障害者福祉会》

- ・会の今後が気になっている。若い方がなかなか入会してくれないので、このまま推移すると5年後、10年後にはうちの会が存続するのかという心配をしている。4団体のどこかに入ってほしい。
- ・昔と比べれば遙かによくなった。本当に我々障がい者が街に出ようとしたときに出来るようになったし、ものすごく出やすくなった。障がいのない人の理解はまだまだだが、増えてはきている。
- ・移動するときの環境整備はまだまだだ。やはり歩道の段差が激しい。できればフラットな道をつくって垣根だけきちっとしてもらえればと思う。
- ・会員には必ず地域の防災担当者に自分が住んでいること、障がいの内容を必ず伝えておくようにと言っているが、なかなか理解してもらえない。
- ・障がい者を行政や地区、自治会も含めてどういうふうに助けてもらえるのかプログラムづくりをしてほしいとかなり前から要望しているが、なかなかプロセスが進んでいない状況だ。我々の団体だけではできないし、行政も関わってもらいたい。

《池田市精神障害者家族会てしま会》

- ・本人が地域生活支援センターや就労継続支援B型に行けるようにできている人はいいが、そうではない人の家族のつながりをどうしていけばいいか。親たちもだんだん孤

- 立してきているし、年齢とともに外へ出て行くのが本当におっくうになってきた。
- ・親なき後にどのようにして本人を生活させていくか。これが一番大切な課題だ。本人に対しての働きかけも含めて長期的な視点で取り組んでいくことが必要だ。
 - ・今でも自分のことを助けてくれと言えない子どもたちが、この池田でどうやって生きていくのか、それを思うと本当につらい。なかなか一人では生きていけないと思う。グループホームや訓練できるような機会などを通じて少しでも社会に出ることが楽しいと気がついてくれたらという思いで、そういう場所が本当であればと思う。
 - ・いろいろな事件があったが、障がい者が邪魔だとか、そういうことを決して思われたくもない。そういう事件があったときは恨んでいる。
 - ・障がい者支援施設などの情報を知らない人が本人や家族の中にまだまだ多いと思う。知っている人が少ない。どういう病気、症状ならどんな支援があるかが一般の人にもわかるように、もっと計画的に知ってもらうことが必要だ。

《池田市身体不自由児（者）父母の会》

- ・支援学校を卒業した後に高校で世話になれるのか、自分が世話するのが大変になったときに本人がどこで暮らしていくかが気になっている。グループホームが近くにあって、見守りができたらという思いがある。高校卒業後の日中の活動の場と親の家から出たときの生活の場が一番気になっている。
- ・高校生の子どもの進路で本人は就職を考えているようだが、いざ働くとなると電動車いすなので遠くへ行くのも大変だし、近くで働くところがあるのかが気になる。就労に向けた勉強をどこかで教わる必要があるのかといった心配がある。
- ・年々サービスなども変わってきている。児童デイサービスなどが急速に増えてきたし、ショートステイ先も市外も含めて増えてきている。サービスを利用することで、今まで難しかった冠婚葬祭への出席など、普通の生活ができるようになったのは大きい。
- ・児童デイサービスの内容について親同士でクチコミで情報交換などを行っている。
- ・今の生活を崩すことなく、親が見られなくなっても地域の中にグループホームや施設があれば本人が自立して生活できるのかなと思う。
- ・北摂には入所施設も少ないし、大阪府の南の方にはあるがすごく遠い。現在グループホームがないので、やはり施設とってしまう。いろいろ葛藤はあるが、家でみることができなくなったら施設しかない。
- ・ヘルパーの確保が前と比べると難しい感じを受けている。来月や月の後半に利用したかったら相当早めをお願いしておかないと厳しい。そういう人材面でこれから先のサービスがどうなっていくのかという不安はある。
- ・もう少し障がいのことを理解している先生が増えるとか、市立病院などで障がい者の

ことをずっと見てもらえるような科があるとすごくいいと思う。

- ・医療的ケアを受けている子どもだが、事業所の看護師にいろいろなことを手伝ってもらい、何とか行けている。入浴を支援するヘルパーも頼めるようになって、生活がずいぶん変わってきたと感じている。

《池田市手をつなぐ親の会》

- ・設立当時は子どもたちが地域の中で行く場所や生活できる場所などが課題であったが、50年も経つと30歳の親が80歳になるという現実が横たわっている。子どもの年齢も上がってきて、切実な問題は親なき後だ。親なき後に安心できる福祉サービスをお願いしたいということが切実なことと考えている。
- ・親から自立する上でグループホームはなくてはならないものと思う。ホームの質を高めたり、法制度で不備がある部分は池田市で何とかやってもらいたい。
- ・くすのき学園の定員が増えてありがたいと思うが、長期的な目で見ると、最終的にずっといられる作業所ではないと思う。そのときに安心して通える日中活動の場ができればいい。今ある作業所の中でうまく回っていけばいいと思う。
- ・地域活動支援センターがあればいろいろなことができる。地域生活支援拠点も今、点々と整備されつつあると思うが、やはり24時間365日対応してもらえるところがあればいい。
- ・就労のことや発達障がいのある児童の支援については結構充実してきたと思う。ただ、情報が届いている人はサービスをいろいろ利用しているが、全然知らない人もいる状況だ。ヘルプカードなどいいものをつくっているが、それも周知が行き届いていない。
- ・子どもは地域に出るのが好きでいろいろな行事に参加をさせてもらっている。他の方と比べると地域の方に見守られているなという感じがしている。
- ・発達障がいについての啓発はされていると思うが、学校教育の中で支援学級に入ったらいろいろ問題があるという話を聞くので、そういう人権に関する子どもや保護者に対する啓発も必要になると思う。
- ・障がいがあっても何があっても生きていける共生社会をめざすということで、厚労省は我が事丸ごとと言っているが本当かなと思う。やはり地域住民が活性化しないといけない。地域福祉で地域包括ケアシステムといういい名目はあるが、子どもと高齢者の間に障がい者がたっぷりいるのにここにもスポットを当ててほしい。障がい者が抜けている気がする。

3 用語の解説

用語	解説
あ 行	
医療的ケア児	新生児集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする障がい児のこと。
か 行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人に対する総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業所に対する専門的な指導助言を行います。
高次脳機能障がい	交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がい起きた状態。外見上ではわかりにくいいため、周囲の理解が得られにくいといわれている。
合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する周辺環境の変更・調整のこと。
さ 行	
児童発達支援センター	障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う通所施設。
市民後見人	家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産管理や契約行為などの法律行為を行う親族以外の一定の研修を受けた一般市民による後見人のこと。
社会資源	社会ニーズを充足するために活用できる制度、機関、組織、施設・設備、資金、物品、さらに個人や集団が有する技能、知識、情報などをあわせた総称。
重症心身障がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。
(障がい者) 就業・生活支援センター	障がいのある人の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関。地域の関係機関と協力し、障がいのある人が安心して就労生活を送ることができるように、相談・助言・職業準備訓練・企業実習の斡旋など、企業で働くために必要な支援を行っている。
障害者雇用率制度 (法定雇用率)	障がいのある人の雇用を促進するため、障害者雇用促進法に基づき、一般の民間企業や国・地方公共団体などに対して、雇用している労働者総数に占める障がいのある人の割合を定め、それ以上の雇用を目指す制度。
成年後見制度	認知症、知的障がいもしくは精神障がいなどで、判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する仕組み。家庭裁判所で選任された後見人が、本人に代わって財産管理や契約行為などの法律行為を行う制度。

参考資料

用語	解説
た 行	
地域活動支援センター	障がいのある人などを対象として、地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供する通所施設。
地域包括ケアシステム	生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、住宅や福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供されるような地域での体制。
通級指導教室	軽度の障がいがある児童生徒が、通常の学級に在籍しながら、障がいの状態に応じて特別な指導を行う制度。障がいの状態を改善・克服するための自立活動や各教科の指導などを行う。
特別支援学校 （支援学校）	心身に障がいのある児童・生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、また、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校。
特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
な 行	
内部障がい	身体障がいにおける内臓機能の障がい。具体的には、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいを指す。
は 行	
発達障がい	発達障害者支援法で、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義される。
ピアカウンセリング	障がいのある人等が、自らの体験に基づいて同じ仲間（ピア）である障がい者等の相談に応じ、ともに問題解決を図ること。
福祉的就労	一般事業所への就労が困難な障がいのある人が、福祉的な配慮のもとに事業所などで工賃収入を得て働くこと。
や 行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別や障がいの有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインする考え方。
要約筆記	意思疎通手段の一つで、話し手の内容の要点を筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。
ら 行	
療育	心身に障がいのある児童が社会的に自立できるように、医療と保育・教育をバランスを保ちながら並行してすすめること。

第 5 期 池 田 市 障 害 者 計 画
第 5 期 池 田 市 障 害 福 祉 計 画
第 1 期 池 田 市 障 害 児 福 祉 計 画

発行年月 平成30年(2018年) 3月

発行 池田市 福祉部 障がい福祉課
池田市 子ども・健康部 発達支援課
〒563-8666
大阪府池田市城南1丁目1番1号
電話：072-752-1111